

# 資料編



# 1 防災関係機関等

## ○防災関係機関の連絡先一覧

### 1 県

| 機関名          | 所在地              | 電話番号         |
|--------------|------------------|--------------|
| 危機管理防災部消防防災課 | さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-8181 |
| 危機管理防災部危機管理課 | さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-8131 |
| 福祉部社会福祉課     | さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-3270 |
| 秩父地域振興センター   | 秩父市東町29-20       | 0494-24-1110 |
| 秩父保健所        | 秩父市桜木町8-18       | 0494-22-3824 |
| 秩父福祉事務所      | 秩父市桜木町8-18       | 0494-22-6228 |
| 北部教育事務所秩父支所  | 秩父市東町29-20       | 0494-23-2116 |
| 秩父県土整備事務所    | 秩父市下影森1002-1     | 0494-22-3715 |
| 熊谷家畜保健衛生所    | 熊谷市円光1-8-30      | 048-521-1274 |
| 秩父農林振興センター   | 秩父市日野田町1-1-44    | 0494-24-7211 |

### 2 警察

| 機関名   | 所在地           | 電話番号         |
|-------|---------------|--------------|
| 秩父警察署 | 秩父市上宮地町29-2   | 0494-24-0110 |
| 皆野交番  | 皆野町大字皆野1798-5 | 0494-62-0033 |

### 3 消防

| 機関名      | 所在地           | 電話番号         |
|----------|---------------|--------------|
| 秩父消防本部   | 秩父市下宮地町10-25  | 0494-21-0119 |
| 秩父消防署北分署 | 皆野町大字皆野2885-2 | 0494-62-7119 |
| 皆野町消防団本部 | 皆野町大字皆野1420-1 | 0494-62-1231 |

### 4 指定地方行政機関

| 機関名             | 所在地                              | 電話番号         |
|-----------------|----------------------------------|--------------|
| 関東農政局生産部生産技術環境課 | さいたま市中央区新都心2-1<br>さいたま新都心合同庁舎2号館 | 048-600-0600 |

|                  |              |              |
|------------------|--------------|--------------|
| 関東森林管理局埼玉森林管理事務所 | 秩父市大野原491-1  | 0494-23-1260 |
| 熊谷地方気象台          | 熊谷市桜町1-6-10  | 048-521-5858 |
| 秩父労働基準監督署        | 秩父市上宮地町23-24 | 0494-22-3725 |

## 5 自衛隊

| 機関名           | 所在地              | 電話番号         |
|---------------|------------------|--------------|
| 陸上自衛隊第32普通科連隊 | さいたま市北区日進町1-40-7 | 048-663-4241 |

## 6 指定公共機関及び指定地方公共機関

| 機関名                    | 所在地                             | 電話番号         |
|------------------------|---------------------------------|--------------|
| 日本郵便(株) 皆野郵便局          | 皆野町大字皆野1623                     | 0494-62-0001 |
| 東日本電信電話(株) 埼玉事業部       | さいたま市浦和区常盤5-8-17<br>さいたま新常盤ビル6階 | 048-626-6623 |
| 東京電力パワーグリッド(株)<br>熊谷支社 | 熊谷市筑波1-113                      | 0120-995-442 |
| 秩父鉄道(株)                | 熊谷市曙町1-1                        | 048-523-3311 |
| (一社) 埼玉県トラック協会         | さいたま市大宮区北袋町1-299-3              | 048-645-2771 |

## 7 皆野町を管轄する一部事務組合

| 機関名           | 所在地       | 電話番号         |
|---------------|-----------|--------------|
| 秩父広域市町村圏組合    | 秩父市栃谷1477 | 0494-23-2242 |
| 秩父広域市町村圏組合水道局 | 秩父市別所538  | 0494-25-5221 |

## 8 防災上重要な機関

| 機関名               | 所在地           | 電話番号         |
|-------------------|---------------|--------------|
| 秩父郡市医師会           | 秩父市熊木町2-19    | 0494-22-0507 |
| 秩父郡市歯科医師会         | 皆野町大字皆野173-3  | 0494-62-3597 |
| 秩父郡市薬剤師会          | 秩父市寺尾1447-1   | 0494-26-5451 |
| 埼玉医療生活協同組合皆野病院    | 皆野町大字皆野2031-1 | 0494-62-6300 |
| (株) 秩父総合食品卸売市場    | 秩父市大野原130     | 0494-23-5911 |
| (一社) 埼玉県建設業協会秩父支部 | 秩父市上影森764-8   | 0494-23-3239 |

## 9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

| 機関名              | 所在地          | 電話番号         |
|------------------|--------------|--------------|
| ちちぶ農業協同組合        | 秩父市上野町29-20  | 0494-22-3645 |
| 皆野町商工会           | 皆野町大字皆野1423  | 0494-62-1311 |
| (社福) 皆野町社会福祉協議会  | 皆野町大字大淵103-1 | 0494-62-4615 |
| 日本赤十字社埼玉県支部皆野町分区 | 皆野町大字大淵103-1 | 0494-62-4615 |

○皆野町防災会議委員名簿

(平成28年4月1日現在)

| 委員の別    | 区 分                  | 機 関 名              | 職 名        |
|---------|----------------------|--------------------|------------|
| 会長      |                      | 皆野町                | 町長         |
| 1号委員    | 指定地方行政機関             | 熊谷地方気象台            | 防災管理官      |
| 2号員     | 埼玉県の機関               | 秩父地域振興センター         | 副所長兼地域防災幹  |
|         |                      | 秩父福祉事務所            | 所長         |
|         |                      | 秩父保健所              | 所長         |
|         |                      | 秩父農林振興センター         | 所長         |
|         |                      | 秩父県土整備事務所          | 所長         |
| 3号員     | 埼玉県警察の機関             | 秩父警察署              | 警備課長       |
| 4号委員    | 皆野町の機関               | 皆野町                | 副町長        |
|         |                      |                    | 総務課長       |
|         |                      |                    | 町民生活課長     |
|         |                      |                    | 参事兼健康福祉課長  |
|         |                      |                    | 税務課長       |
|         |                      |                    | 産業観光課長     |
|         |                      |                    | 建設課長       |
|         |                      |                    | 会計管理者兼会計課長 |
|         |                      |                    | 議会事務局長     |
| 参事兼教育次長 |                      |                    |            |
| 5号委員    | 皆野町の教育機関             | 皆野町教育委員会           | 教育長        |
| 6号委員    | 消防機関                 | 秩父消防本部             | 消防長        |
|         |                      | 皆野町消防団             | 団長         |
| 7号委員    | 指定公共機関又は<br>指定地方公共機関 | 東日本電信電話(株)         | 取締役埼玉事業部長  |
|         |                      | 東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社 | 支社長        |

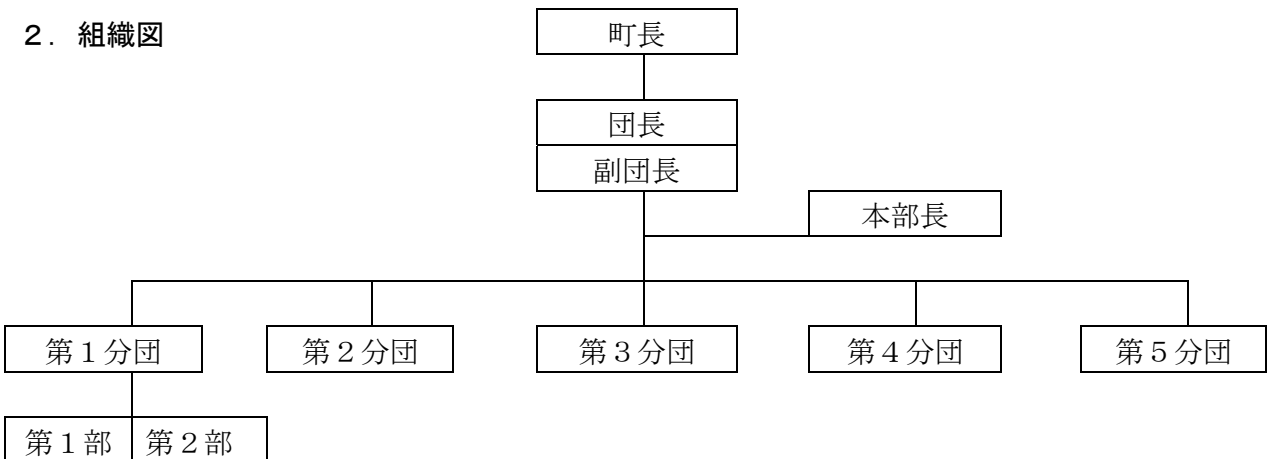
○皆野町消防団

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

1. 組織構成

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 組 織   | 分 団 数   | 5 分団  |
|       | 部 数     | 6 部   |
| 団 員 数 | 条 例 定 数 | 251 人 |
|       | 実 員 数   | 205 人 |
| 性 別   | 男 性     | 196 人 |
|       | 女 性     | 0 人   |
| 階 級 別 | 団 長     | 1 人   |
|       | 副 団 長   | 2 人   |
|       | 分 団 長   | 5 人   |
|       | 副 分 団 長 | 5 人   |
|       | 部 長     | 16 人  |
|       | 班 長     | 44 人  |
|       | 団 員     | 123 人 |

2. 組織図



3. 配備車両

| 分 団    | 車 両 種 別           | 台 数 |
|--------|-------------------|-----|
| 第 1 分団 | 第 1 部 消防ポンプ自動車    | 1 台 |
|        | 第 2 部 水槽付消防ポンプ自動車 | 1 台 |
| 第 2 分団 | 小型動力ポンプ付水槽車       | 1 台 |
|        | 小型動力ポンプ積載車        | 1 台 |
|        | 小型動力ポンプ積載車        | 1 台 |
| 第 3 分団 | 小型動力ポンプ積載車        | 1 台 |
|        | 小型動力ポンプ軽積載車       | 1 台 |
| 第 4 分団 | 小型動力ポンプ積載車        | 1 台 |
|        | 小型動力ポンプ軽積載車       | 1 台 |
| 第 5 分団 | 小型動力ポンプ積載車        | 1 台 |
|        | 小型動力ポンプ付水槽車       | 1 台 |

○自主防災組織（平成28年4月1日現在）

| No. | 行政区    | 名称           | 世帯数   | 人口    | 設立          |
|-----|--------|--------------|-------|-------|-------------|
| 1   | 戦場・土京区 | 戦場・土京区自主防災会  | 1 6 2 | 4 2 7 | H19. 10. 21 |
| 2   | 親鼻区    | 親鼻区自主防災会     | 2 2 9 | 5 6 7 | H19. 10. 20 |
| 3   | 駒形区    | 皆野駒形区自主防災会   | 1 6 1 | 4 4 8 | H19. 10. 1  |
| 4   | 上の台区   | 皆野町上の台区自主防災会 | 1 6 7 | 4 3 7 | H19. 4. 21  |
| 5   | 根岸区    | 根岸区自主防災会     | 1 5 6 | 3 9 7 | H19. 8. 1   |
| 6   | 腰区     | 皆野腰区自主防災会    | 1 1 2 | 3 0 7 | H19. 7. 1   |
| 7   | 上原区    | 上原区自主防災会     | 1 0 3 | 2 7 8 | H20. 1. 4   |
| 8   | 上大浜区   | 上大浜区自主防災会    | 1 3 9 | 3 6 6 | H20. 1. 1   |
| 9   | 中大浜区   | 皆野中大浜区自主防災会  | 1 8 4 | 4 8 0 | H20. 1. 26  |
| 10  | 下大浜区   | 下大浜区自主防災会    | 2 6 2 | 7 0 8 | H19. 6. 24  |
| 11  | 原区     | 皆野町原区自主防災会   | 1 7 0 | 4 5 1 | H20. 4. 1   |
| 12  | 下原区    | 下原区自主防災会     | 2 6 6 | 7 1 7 | H19. 12. 1  |
| 13  | 下田野区   | 下田野区自主防災会    | 1 9 2 | 5 5 2 | H19. 8. 1   |
| 14  | 金崎区    | 金崎区自主防災会     | 1 7 9 | 4 5 2 | H19. 11. 1  |
| 15  | 国神区    | 国神区自主防災会     | 2 3 0 | 6 0 8 | H19. 6. 16  |
| 16  | 大湊区    | 大湊区自主防災会     | 2 2 4 | 6 4 1 | H19. 4. 1   |
| 17  | 野巻区    | 野巻区自主防災会     | 8 8   | 2 1 2 | H19. 7. 1   |
| 18  | 元金沢区   | 元金沢区自主防災会    | 8 9   | 2 0 0 | H19. 6. 1   |
| 19  | 出牛区    | 出牛区自主防災会     | 5 8   | 1 2 2 | H19. 7. 14  |
| 20  | 金沢谷津区  | 金沢谷津区自主防災会   | 3 7   | 8 0   | H19. 4. 1   |
| 21  | 日野沢下区  | 日野沢下区自主防災会   | 1 6 6 | 2 6 2 | H19. 4. 1   |
| 22  | 日野沢中区  | 日野沢中区自主防災会   | 4 7   | 9 1   | H19. 4. 1   |
| 23  | 日野沢上区  | 日野沢上区自主防災会   | 6 6   | 1 3 2 | H19. 5. 28  |
| 24  | 上三沢区   | 上三沢区自主防災会    | 1 9 2 | 5 0 4 | H19. 5. 1   |
| 25  | みずほ区   | みずほ区自主防災会    | 1 0 6 | 2 8 0 | H19. 11. 1  |
| 26  | 中三沢区   | 中三沢区自主防災会    | 7 7   | 1 9 0 | H19. 11. 10 |
| 27  | 下三沢区   | 下三沢区自主防災会    | 1 0 4 | 2 7 5 | H19. 4. 1   |



○秩父広域市町村圏組合水道局指定給水装置工事事業者（皆野町内分）

|    | 事業所の名称         | 所在地            | TEL          | FAX          |
|----|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 1  | (有) 黒澤鉄工所      | 皆野町大字皆野2335-2  | 0494-62-0126 | 0494-62-2126 |
| 2  | 町田鉄工所          | 皆野町大字皆野884-9   | 0494-62-0304 | 同左           |
| 3  | (有) 河内電設       | 皆野町大字国神668-4   | 0494-62-0754 | 0494-62-5078 |
| 4  | 四方田産業(株)       | 皆野町大字皆野1408    | 0494-62-1484 | 0494-62-5013 |
| 5  | (有) 浅見管工       | 皆野町大字三沢2964    | 0494-65-0536 | 0494-65-0876 |
| 6  | (有) 新井水道設備     | 皆野町大字皆野610-7   | 0494-62-4525 | 0494-62-2852 |
| 7  | 黒沢窯業(有)        | 皆野町大字皆野1905-1  | 0494-62-0152 | 0494-62-4688 |
| 8  | 守屋八潮建設(株) 皆野支店 | 皆野町大字大淵11-1    | 0494-62-1121 | 0494-62-1684 |
| 9  | (株) 中村工務店      | 皆野町大字皆野1102-3  | 0494-62-0458 | 0494-62-4479 |
| 10 | (株) 新井石油       | 皆野町大字金崎56      | 0494-62-1251 | 0494-62-1145 |
| 11 | (有) 小笠原建設      | 皆野町大字皆野2097-3  | 0494-62-0428 | 0494-62-1320 |
| 12 | 久保土建(有)        | 皆野町大字下田野1191-2 | 0494-62-1442 | 0494-62-1491 |
| 13 | 金室住宅設備工事店      | 皆野町大字大淵503-2   | 0494-62-5395 | 同左           |
| 14 | (株) 岡田工務店      | 皆野町大字皆野31-5    | 0494-62-3236 | 0494-62-4131 |
| 15 | 東設備            | 皆野町大字下田野1098-1 | 0494-62-4634 |              |

○皆野・長瀬下水道組合指定工事事業者（皆野町内分）

|    | 事業所の名称         | 所在地            | TEL          | FAX          |
|----|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 1  | (有) 黒澤鉄工所      | 皆野町大字皆野2335-2  | 0494-62-0126 | 0494-62-2126 |
| 2  | (有) 新井水道設備     | 皆野町大字皆野610-7   | 0494-62-4525 | 0494-62-2852 |
| 3  | 四方田産業(株)       | 皆野町大字皆野1408    | 0494-62-1484 | 0494-62-5013 |
| 4  | 町田鉄工所          | 皆野町大字皆野884-9   | 0494-62-0304 | 同左           |
| 5  | 黒沢窯業(有)        | 皆野町大字皆野1905-1  | 0494-62-0152 | 0494-62-4688 |
| 6  | (有) 浅見管工       | 皆野町大字三沢2964    | 0494-65-0536 | 0494-65-0876 |
| 7  | (有) 河内電設       | 皆野町大字国神668-4   | 0494-62-0754 | 0494-62-5078 |
| 8  | 田島造園緑化(有)      | 皆野町大字皆野2022-9  | 0494-62-4506 | 0494-62-4519 |
| 9  | (有) 小笠原建設      | 皆野町大字皆野2097-3  | 0494-62-0428 | 0494-62-1320 |
| 10 | (株) 中村工務店      | 皆野町大字皆野1102-3  | 0494-62-0458 | 0494-62-4479 |
| 11 | (有) 千島建設       | 皆野町大字三沢833     | 0494-65-0648 | 0494-65-0912 |
| 12 | (有) 伊藤商事       | 皆野町大字皆野2345    | 0494-62-4566 | 0494-62-5852 |
| 13 | 守屋八潮建設(株) 皆野支店 | 皆野町大字大淵11-1    | 0494-62-1121 | 0494-62-1684 |
| 14 | 久保土建(有)        | 皆野町大字下田野1191-2 | 0494-62-1442 | 0494-62-1491 |
| 15 | (株) 新井石油       | 皆野町大字金崎56      | 0494-62-1251 | 0494-62-1145 |
| 16 | (株) 岡田工務店      | 皆野町大字皆野31-5    | 0494-62-3236 | 0494-62-4131 |
| 17 | (有) 伊藤衛生社      | 皆野町大字皆野2345    | 0494-62-0528 |              |
| 18 | (株) テクノスアライ    | 皆野町大字上日野沢1116  | 0494-62-3709 | 0494-26-5057 |
| 19 | 金室住宅設備工事店      | 皆野町大字大淵503-2   | 0494-62-5395 | 同左           |
| 20 | 石黒石材店          | 皆野町大字皆野2155-4  | 0494-62-0821 | 同左           |
| 21 | 東設備            | 皆野町大字下田野1098-1 | 0494-62-4634 |              |

## 2 災害危険箇所等関係

### ○山腹崩壊危険箇所

| 箇所名   | 位置  |     |      |         | 面積 (ha) |
|-------|-----|-----|------|---------|---------|
|       | 郡市  | 町村  | 大字   | 小字      |         |
| 金崎    | 秩父郡 | 皆野町 | 皆野   | 金崎      | 7       |
| 小六    | 〃   | 〃   | 金沢   | 小六、外 1  | 4       |
| 出牛    | 〃   | 〃   | 〃    | 夏内、外 1  | 5       |
| 更木    | 〃   | 〃   | 〃    | 更木      | 3       |
| 所沢    | 〃   | 〃   | 〃    | 所沢、外 1  | 5       |
| 大平    | 〃   | 〃   | 〃    | 大平      | 1       |
| 大神沢   | 〃   | 〃   | 下日野沢 | 大神、外 2  | 7       |
| 藤原沢 1 | 〃   | 〃   | 〃    | 藤原沢     | 8       |
| 藤原沢 2 | 〃   | 〃   | 〃    | 〃       | 7       |
| 若浜    | 〃   | 〃   | 〃    | 沢辺      | 5       |
| 奈良尾   | 〃   | 〃   | 上日野沢 | 上山、外 1  | 3       |
| 門平    | 〃   | 〃   | 〃    | 門平      | 5       |
| 小前    | 〃   | 〃   | 〃    | 上柴平、外 3 | 6       |
| 大前    | 〃   | 〃   | 〃    | 上山、外 1  | 3       |
| 鳥城    | 〃   | 〃   | 下日野沢 | 鳥城、外 2  | 6       |
| 前原    | 〃   | 〃   | 大淵   | 道合山     | 3       |
| 野巻    | 〃   | 〃   | 野巻   | カクボ、外 2 | 3       |
| 美の山   | 〃   | 〃   | 三沢   | 大久保     | 7       |
| 青砂 1  | 〃   | 〃   | 〃    | 井戸入、外 2 | 4       |
| 青砂 2  | 〃   | 〃   | 〃    | 青砂、外 2  | 2       |
| 谷向    | 〃   | 〃   | 〃    | 谷向      | 4       |
| 谷津    | 〃   | 〃   | 〃    | 玉川入     | 2       |
| ヨシケ沢  | 〃   | 〃   | 〃    | ヨシケ沢    | 4       |
| 能林    | 〃   | 〃   | 〃    | 能林      | 3       |
| 谷草    | 〃   | 〃   | 下田野  | 曾和本     | 4       |
| 出牛 2  | 〃   | 〃   | 金沢   | 出牛      | 3       |
| 能林 2  | 〃   | 〃   | 三沢   | 能林      | 3       |
| 笹原    | 〃   | 〃   | 〃    | 笹原      | 1       |

○崩壊土砂流出危険地区

| 箇所名   | 位置  |     |      |       | 面積 (ha) |
|-------|-----|-----|------|-------|---------|
|       | 郡市  | 町村  | 大字   | 小字    |         |
| 更木    | 秩父郡 | 皆野町 | 金沢   | 更木向   | 0.5     |
| 笹ノ沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 笹ノ沢   | 2.0     |
| 後山    | 〃   | 〃   | 〃    | 細見    | 2.3     |
| 入山    | 〃   | 〃   | 〃    | 入山    | 3.4     |
| 瀬早    | 〃   | 〃   | 〃    | 瀬早    | 3.5     |
| 熊久保   | 〃   | 〃   | 〃    | 浦山    | 3.2     |
| 所沢入   | 〃   | 〃   | 〃    | 所沢    | 1.7     |
| 金山沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 中東    | 1.4     |
| 大平沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 上大平   | 0.6     |
| 高松 1  | 〃   | 〃   | 金沢   | 日影勝負沢 | 0.8     |
| 高松 2  | 〃   | 〃   | 下日野沢 | 根古屋   | 0.3     |
| 日野    | 〃   | 〃   | 〃    | 城ノ下   | 0.6     |
| 大神沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 向イ    | 1.9     |
| 藤原 1  | 〃   | 〃   | 〃    | 布谷    | 0.5     |
| 藤原 2  | 〃   | 〃   | 〃    | 上ノ平   | 0.6     |
| 藤原 3  | 〃   | 〃   | 〃    | 藤原向   | 1.5     |
| 重木    | 〃   | 〃   | 〃    | 諏訪    | 0.3     |
| 沢辺    | 〃   | 〃   | 〃    | 上小畑   | 0.5     |
| 奈良尾沢  | 〃   | 〃   | 上日野沢 | 赤岩    | 1.9     |
| 立沢    | 〃   | 〃   | 〃    | 大平    | 1.2     |
| 大前沢   | 〃   | 〃   | 下日野沢 | 前沢    | 0.7     |
| 長尾沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 長尾    | 2.3     |
| 滝の沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 院内    | 0.8     |
| 関沢    | 〃   | 〃   | 大淵   | 前山    | 1.2     |
| 不動沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 曲り久保  | 0.8     |
| 高橋沢   | 〃   | 〃   | 野巻   | ナブリ平  | 0.4     |
| 椋宮沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 落合    | 1.5     |
| 桜ヶ谷   | 〃   | 〃   | 〃    | 滝浪    | 0.3     |
| 滝の沢 1 | 〃   | 〃   | 皆野   | 稲穂山   | 0.9     |
| 滝の沢 2 | 〃   | 〃   | 〃    | 滝沢    | 0.6     |
| 伊奈利山  | 〃   | 〃   | 〃    | 伊奈利山  | 0.2     |
| 親鼻    | 〃   | 〃   | 〃    | 小倉谷   | 0.3     |
| 深沢    | 〃   | 〃   | 〃    | 深沢    | 0.4     |
| 戦場沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 中小根   | 0.1     |
| 戦場 1  | 〃   | 〃   | 三沢   | 芳久保   | 0.4     |
| 強石    | 〃   | 〃   | 〃    | 強石    | 0.4     |

| 箇所名  | 位置  |     |      |      | 面積 (ha) |
|------|-----|-----|------|------|---------|
|      | 郡市  | 町村  | 大字   | 小字   |         |
| 澗ノ尾  | 秩父郡 | 皆野町 | 三沢   | 強石   | 0.8     |
| 中澗ノ尾 | 〃   | 〃   | 〃    | 澗ノ尾  | 0.8     |
| 吉野平  | 〃   | 〃   | 〃    | 〃    | 0.5     |
| 曾根坂  | 〃   | 〃   | 〃    | 清水平  | 1.2     |
| 長林沢  | 〃   | 〃   | 〃    | 野土沢  | 0.9     |
| 丹柿沢  | 〃   | 〃   | 〃    | 梅久保  | 1.0     |
| 下高府地 | 〃   | 〃   | 〃    | 高府地入 | 1.2     |
| 高府地入 | 〃   | 〃   | 〃    | 〃    | 0.5     |
| 日向   | 〃   | 〃   | 〃    | 日向   | 2.8     |
| 笹山   | 〃   | 〃   | 〃    | 笹山   | 1.3     |
| 下三沢  | 〃   | 〃   | 〃    | 来谷   | 0.9     |
| 平草沢  | 〃   | 〃   | 下田野  | 程原   | 2.2     |
| 大日沢  | 〃   | 〃   | 〃    | 津部沢  | 0.8     |
| 芳ノ入  | 〃   | 〃   | 〃    | 槍沢   | 1.1     |
| 丸山   | 〃   | 〃   | 〃    | 南沢   | 0.8     |
| 谷草1  | 〃   | 〃   | 〃    | 山口入  | 0.8     |
| 小関沢  | 〃   | 〃   | 〃    | 小関   | 0.9     |
| 谷草2  | 〃   | 〃   | 〃    | 〃    | 0.6     |
| 大堀沢  | 〃   | 〃   | 国神   | 入山   | 0.3     |
| 深沢   | 〃   | 〃   | 下田野  | 入沢   | 0.6     |
| 薊窪   | 〃   | 〃   | 国神   | 薊窪   | 0.3     |
| 赤岩沢  | 〃   | 〃   | 下日野沢 | 赤岩沢  | 0.5     |
| 船久保  | 〃   | 〃   | 〃    | 船久保  | 0.4     |
| 立沢2  | 〃   | 〃   | 上日野沢 | 落合地  | 0.7     |
| 笹山2  | 〃   | 〃   | 三沢   | 笹山   | 2.1     |
| 立沢3  | 〃   | 〃   | 上日野沢 | 上ノ山  | 3.0     |

○土石流危険渓流箇所一覽

| 渓流番号       | 渓流名    | 郡市名 | 町村名 | 字名   |
|------------|--------|-----|-----|------|
| 362-I-001  | 能林(1)  | 秩父郡 | 皆野町 | 能林   |
| 362-I-002  | 来谷(1)  | 〃   | 〃   | 来谷   |
| 362-I-004  | 三沢(3)  | 〃   | 〃   | 三沢   |
| 362-I-005  | 高府地(3) | 〃   | 〃   | 高府地  |
| 362-I-007  | 入山(2)  | 〃   | 〃   | 入山   |
| 362-I-008  | 中の沢    | 〃   | 〃   | 広町   |
| 362-I-009  | 上の平    | 〃   | 〃   | 上の平  |
| 362-I-010  | 浅間沢    | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-011  | 五十新田沢  | 〃   | 〃   | 五十新田 |
| 362-I-012  | 五十新田   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-014  | 戦場(3)  | 〃   | 〃   | 戦場   |
| 362-I-015  | 戦場(5)  | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-016  | 富沢     | 〃   | 〃   | 親鼻   |
| 362-I-017  | 根岸     | 〃   | 〃   | 根岸   |
| 362-I-018  | 上ノ台    | 〃   | 〃   | 上ノ台  |
| 362-I-019  | 滝の入沢川  | 〃   | 〃   | 腰    |
| 362-I-020  | 柏木沢    | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-021  | 天神沢    | 〃   | 〃   | 野巻   |
| 362-I-022  | 野巻     | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-023  | 不動沢    | 〃   | 〃   | 大淵   |
| 362-I-024  | くぬぎ沢   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-025  | 橋場沢    | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-026  | 関沢     | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-027  | 滝の沢    | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-028  | 日野(1)  | 〃   | 〃   | 日野   |
| 362-I-029  | 日野(2)  | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-030  | 日野(3)  | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-031  | 門平沢    | 〃   | 〃   | 門平   |
| 362-I-032  | 奈良尾(1) | 〃   | 〃   | 奈良尾  |
| 362-I-033  | 奈良尾沢   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-034  | 奈良尾(2) | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-035  | 小松(1)  | 〃   | 〃   | 小松   |
| 362-I-037  | 重木     | 〃   | 〃   | 重木   |
| 362-I-038  | 藤原沢(1) | 〃   | 〃   | 藤原   |
| 362-I-039  | 藤原沢(2) | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-040  | 大平沢    | 〃   | 〃   | 橋爪   |
| 362-I-041  | 金山沢    | 〃   | 〃   | 金山   |
| 362-I-042  | 豆ガラ沢   | 〃   | 〃   | 金崎   |
| 362-I-043  | 大塚沢    | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-I-044  | 出牛(2)  | 〃   | 〃   | 出牛   |
| 362-I-045  | 梨木沢    | 〃   | 〃   | 更木   |
| 362-II-001 | 下田野(1) | 〃   | 〃   | 下田野  |
| 362-II-002 | 小関沢    | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-003 | 下田野(2) | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-005 | 能林(2)  | 〃   | 〃   | 能林   |
| 362-II-006 | 能林(3)  | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-007 | ヨシケ沢   | 〃   | 〃   | 高中   |
| 362-II-009 | 強石(1)  | 〃   | 〃   | 強石   |
| 362-II-010 | 芳ノ入(1) | 〃   | 〃   | 芳ノ入  |
| 362-II-011 | 芳ノ入(2) | 〃   | 〃   | 〃    |

| 溪流番号       | 溪流名      | 郡市名 | 町村名 | 字名   |
|------------|----------|-----|-----|------|
| 362-II-012 | 芳ノ入 (3)  | 秩父郡 | 皆野町 | 芳ノ入  |
| 362-II-013 | 芳ノ入 (4)  | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-014 | 三沢 (1)   | 〃   | 〃   | 三沢   |
| 362-II-015 | 谷津       | 〃   | 〃   | 谷津   |
| 362-II-017 | 三沢 (2)   | 〃   | 〃   | 三沢   |
| 362-II-018 | 高府地 (1)  | 〃   | 〃   | 高府地  |
| 362-II-019 | 高府地 (2)  | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-020 | 六地藏      | 〃   | 〃   | 六地藏  |
| 362-II-027 | 吉野平      | 〃   | 〃   | 吉野平  |
| 362-II-028 | 吉野平沢     | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-029 | 来谷 (2)   | 〃   | 〃   | 来谷   |
| 362-II-030 | 来谷 (3)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-031 | 来谷 (4)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-035 | 戦場 (4)   | 〃   | 〃   | 戦場   |
| 362-II-036 | 笹原 (1)   | 〃   | 〃   | 笹原   |
| 362-II-037 | 笹原 (2)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-038 | 大淵       | 〃   | 〃   | 大淵   |
| 362-II-039 | 若松 (1)   | 〃   | 〃   | 若松   |
| 362-II-040 | 若松 (2)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-041 | 沢辺 (1)   | 〃   | 〃   | 沢辺   |
| 362-II-042 | 沢辺 (2)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-043 | 重木沢      | 〃   | 〃   | 重木   |
| 362-II-046 | 藤原       | 〃   | 〃   | 藤原   |
| 362-II-047 | 下日野沢 (3) | 〃   | 〃   | 下日野沢 |
| 362-II-048 | 下日野沢 (4) | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-051 | 若松 (3)   | 〃   | 〃   | 若松   |
| 362-II-052 | 日野       | 〃   | 〃   | 日野   |
| 362-II-053 | 根古屋 (1)  | 〃   | 〃   | 根古屋  |
| 362-II-054 | 根古屋 (2)  | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-055 | 岩鼻 (1)   | 〃   | 〃   | 岩鼻   |
| 362-II-056 | 岩鼻 (2)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-057 | 岩鼻 (3)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-060 | 深沢       | 〃   | 〃   | 柴岡   |
| 362-II-061 | 柴岡       | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-062 | 関谷沢      | 〃   | 〃   | 琴平   |
| 362-II-063 | 出牛 (1)   | 〃   | 〃   | 出牛   |
| 362-II-064 | 小六 (1)   | 〃   | 〃   | 小六   |
| 362-II-065 | 小六 (2)   | 〃   | 〃   | 〃    |
| 362-II-066 | 加増 (1)   | 〃   | 〃   | 加増   |
| 362-II-067 | 加増 (2)   | 〃   | 〃   | 〃    |

○急傾斜地崩壊危険箇所一覽

| 箇所番号          | 箇所名     | 市町村名 | 大字   | 小字    | 自然／人工 |
|---------------|---------|------|------|-------|-------|
| 11106-I-0072  | 天沢      | 皆野町  | 金沢   | 天沢    | 人工    |
| 11106-I-0073  | 国神7区-1  | 〃    | 大淵   | 国神7区  | 〃     |
| 11106-I-0074  | 国神7区-2  | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-I-0075  | 小前      | 〃    | 上日野沢 | 下小前   | 自然    |
| 11106-I-0076  | 奈良尾     | 〃    | 〃    | 山下    | 〃     |
| 11106-I-0077  | 奈良尾-1   | 〃    | 〃    | 奈良尾   | 〃     |
| 11106-I-0078  | 重木(1)   | 〃    | 下日野沢 | 諏訪    | 〃     |
| 11106-I-0079  | 加増-2    | 〃    | 金沢   | 加増    | 〃     |
| 11106-I-0080  | 藤原      | 〃    | 下日野沢 | 藤原    | 〃     |
| 11106-I-0081  | 金山      | 〃    | 金沢   | 金山    | 〃     |
| 11106-I-0082  | 根古屋     | 〃    | 〃    | 根古屋   | 〃     |
| 11106-I-0083  | 柴岡      | 〃    | 国神   | 宮地    | 〃     |
| 11106-I-0084  | 高松山     | 〃    | 下日野沢 | 高松山   | 〃     |
| 11106-I-0085  | 若浜      | 〃    | 〃    | 若浜    | 〃     |
| 11106-I-0086  | 若沢      | 〃    | 〃    | 若沢    | 〃     |
| 11106-I-0087  | 若浜-1    | 〃    | 〃    | 若浜    | 〃     |
| 11106-I-0088  | 若浜-2    | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-I-0089  | 金崎      | 〃    | 金沢   | 馬場    | 〃     |
| 11106-I-0090  | 皆野16区-1 | 〃    | 下田野  | 皆野16区 | 〃     |
| 11106-I-0091  | 皆野16区-2 | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-I-0092  | 谷津-1    | 〃    | 三沢   | 谷津    | 〃     |
| 11106-I-0093  | 門平      | 〃    | 上日野沢 | 門平    | 〃     |
| 11106-I-0094  | 皆野16区-4 | 〃    | 下田野  | 皆野16区 | 〃     |
| 11106-I-0095  | 前原      | 〃    | 大淵   | 前原    | 〃     |
| 11106-I-0096  | 野巻      | 〃    | 野巻   | 野巻    | 〃     |
| 11106-I-0097  | 常台場     | 〃    | 皆野   | 常台場   | 〃     |
| 11106-I-0098  | 親鼻-1    | 〃    | 〃    | 親鼻    | 〃     |
| 11106-I-0099  | 来谷-2    | 〃    | 三沢   | 来谷    | 〃     |
| 11106-II-0081 | 皆野2区    | 〃    | 皆野   | 皆野2区  | 人工    |
| 11106-II-0082 | 皆野16区-3 | 〃    | 下田野  | 皆野16区 | 自然    |
| 11106-II-0083 | 谷草      | 〃    | 〃    | 谷草    | 〃     |
| 11106-II-0084 | 高松      | 〃    | 下日野沢 | 高松    | 〃     |
| 11106-II-0085 | 根古屋-1   | 〃    | 〃    | 根古屋   | 〃     |
| 11106-II-0086 | 重木(2)   | 〃    | 〃    | 重木    | 〃     |
| 11106-II-0087 | 大神      | 〃    | 〃    | 大神    | 〃     |
| 11106-II-0088 | 沢辺-1    | 〃    | 〃    | 沢辺    | 〃     |
| 11106-II-0089 | 沢辺-2    | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-II-0090 | 沢辺      | 〃    | 〃    | 小畑    | 〃     |
| 11106-II-0091 | 藤原-1    | 〃    | 〃    | 藤原    | 〃     |
| 11106-II-0092 | 藤原-2    | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-II-0093 | 日野      | 〃    | 〃    | 日野    | 〃     |
| 11106-II-0094 | 日野沢1区   | 〃    | 〃    | 日野沢1区 | 〃     |
| 11106-II-0095 | 腰-1     | 〃    | 皆野   | 腰     | 〃     |
| 11106-II-0096 | 腰-2     | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-II-0097 | 根岸-1    | 〃    | 〃    | 根岸    | 〃     |
| 11106-II-0098 | 根岸-2    | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-II-0099 | 根岸-3    | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-II-0100 | 親鼻-2    | 〃    | 〃    | 親鼻    | 〃     |
| 11106-II-0101 | 国神1区    | 〃    | 金崎   | 国神1区  | 〃     |
| 11106-II-0102 | 国神2区    | 〃    | 〃    | 国神2区  | 〃     |

| 箇所番号          | 箇所名    | 市町村名 | 大字   | 小字   | 自然／人工 |
|---------------|--------|------|------|------|-------|
| 11106-II-0103 | 駒形     | 皆野町  | 皆野   | 下原   | 自然    |
| 11106-II-0104 | 国神3区-1 | 〃    | 金崎   | 国神3区 | 〃     |
| 11106-II-0105 | 浦山-2   | 〃    | 金沢   | 浦山   | 〃     |
| 11106-II-0106 | 浦山     | 〃    | 〃    | 新井   | 〃     |
| 11106-II-0107 | 浦山-3   | 〃    | 〃    | 浦山   | 〃     |
| 11106-II-0108 | 橋爪     | 〃    | 〃    | 橋爪   | 〃     |
| 11106-II-0109 | 更木-1   | 〃    | 〃    | 更木   | 〃     |
| 11106-II-0110 | 加増     | 〃    | 〃    | 加増   | 〃     |
| 11106-II-0111 | 更木     | 〃    | 〃    | 更木   | 〃     |
| 11106-II-0112 | 更木-2   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0113 | 出牛-1   | 〃    | 〃    | 出牛   | 〃     |
| 11106-II-0114 | 出牛-2   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0115 | 出牛-3   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0116 | 小六     | 〃    | 〃    | 小六   | 〃     |
| 11106-II-0117 | 大平     | 〃    | 〃    | 大平   | 〃     |
| 11106-II-0118 | 柴岡-1   | 〃    | 国神   | 柴岡   | 〃     |
| 11106-II-0119 | 柴岡-2   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0120 | 三沢(1)  | 〃    | 三沢   |      | 〃     |
| 11106-II-0121 | 三沢(2)  | 〃    | 〃    |      | 〃     |
| 11106-II-0122 | 丸山-1   | 〃    | 〃    | 丸山   | 〃     |
| 11106-II-0123 | 丸山-2   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0124 | 強石-1   | 〃    | 〃    | 強石   | 〃     |
| 11106-II-0125 | 強石-2   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0126 | 強石-3   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0127 | 高中     | 〃    | 〃    | 高中   | 〃     |
| 11106-II-0128 | 高府地-1  | 〃    | 〃    | 高府地  | 〃     |
| 11106-II-0129 | 高府地-2  | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0130 | 小根-1   | 〃    | 〃    | 小根   | 〃     |
| 11106-II-0131 | 上の平    | 〃    | 〃    | 上の平  | 〃     |
| 11106-II-0132 | 谷津-2   | 〃    | 〃    | 谷津   | 〃     |
| 11106-II-0133 | 二本木    | 〃    | 〃    | 二本木  | 〃     |
| 11106-II-0134 | 日向     | 〃    | 〃    | 日向   | 〃     |
| 11106-II-0135 | 峯-1    | 〃    | 〃    | 峯    | 〃     |
| 11106-II-0136 | 芳ノ入-1  | 〃    | 〃    | 芳ノ入  | 〃     |
| 11106-II-0137 | 芳ノ入-3  | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0138 | 来谷-1   | 〃    | 〃    | 来谷   | 〃     |
| 11106-II-0139 | 六地藏    | 〃    | 〃    | 六地藏  | 〃     |
| 11106-II-0140 | 小前-1   | 〃    | 上日野沢 | 小前   | 〃     |
| 11106-II-0141 | 小前-2   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0142 | 奈良尾-2  | 〃    | 〃    | 奈良尾  | 〃     |
| 11106-II-0143 | 奈良尾-4  | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0144 | 奈良尾-6  | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0145 | 門平-2   | 〃    | 〃    | 門平   | 〃     |
| 11106-II-0146 | 立沢-1   | 〃    | 〃    | 立沢   | 〃     |
| 11106-II-0147 | 立沢-2   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0148 | 立沢-4   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     |
| 11106-II-0149 | 国神7区   | 〃    | 大淵   | 国神7区 | 〃     |
| 11106-II-0150 | 国神8区   | 〃    | 〃    | 国神8区 | 〃     |
| 11106-II-0151 | 笹原     | 〃    | 野巻   | 笹原   | 〃     |
| 11106-II-0152 | 芭原     | 〃    | 〃    | 芭原   | 〃     |
| 11106-II-0470 | 小根-3   | 〃    | 三沢   | 小根   | 〃     |
| 11106-II-0471 | 芳ノ入-4  | 〃    | 〃    | 芳ノ入  | 〃     |



| 箇所番号         | 箇所名      | 市町村名 | 大字   | 小字       | 自然／人工 |
|--------------|----------|------|------|----------|-------|
| 11106-Ⅲ-0171 | 皆野16区-5  | 皆野町  | 下田野  | 皆野16区    | 自然    |
| 11106-Ⅲ-0172 | 皆野16区-6  | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0173 | 皆野16区-7  | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0174 | 皆野16区-8  | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0175 | 皆野16区-9  | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0176 | 皆野16区-10 | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0177 | 皆野16区-11 | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0178 | 皆野16区-12 | 〃    | 〃    | 皆野16区    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0179 | 皆野16区-13 | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0180 | 高中-2     | 〃    | 〃    | 高中       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0181 | 平草-1     | 〃    | 〃    | 平草       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0182 | 平草-2     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0183 | 高松山-1    | 〃    | 下日野沢 | 高松山      | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0184 | 高松山-2    | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0185 | 高松山-3    | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0186 | 高松山-4    | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0187 | 高松山-5    | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0188 | 下日沢-2    | 〃    | 〃    | 根古屋      | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0189 | 下日沢-3    | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0190 | 若沢-3     | 〃    | 〃    | 若沢       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0191 | 日野-2     | 〃    | 〃    | 日野       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0192 | 日野沢1区-1  | 〃    | 〃    | 日野沢1区    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0193 | 日野沢1区-2  | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0194 | 日野沢1区-3  | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0195 | 風戸       | 〃    | 〃    | 風戸       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0196 | 皆野12～14区 | 〃    | 皆野   | 皆野12～14区 | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0197 | 戦場-1     | 〃    | 〃    | 戦場       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0198 | 戦場-2     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0199 | 戦場-3     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0200 | 国神3区-2   | 〃    | 金崎   | 国神3区     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0201 | 浦山-4     | 〃    | 金沢   | 浦山       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0202 | 浦山-5     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0203 | 浦山-6     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0204 | 加増-1     | 〃    | 〃    | 加増       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0205 | 加増-2     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0206 | 加増-3     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0207 | 加増-4     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0208 | 岩鼻       | 〃    | 〃    | 岩鼻       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0209 | 橋爪       | 〃    | 〃    | 橋爪       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0210 | 金山-2     | 〃    | 〃    | 金山       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0211 | 金沢       | 〃    | 〃    | 根古屋      | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0212 | 出牛-4     | 〃    | 〃    | 出牛       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0213 | 諏訪平-1    | 〃    | 〃    | 諏訪平      | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0214 | 諏訪平-2    | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0215 | 国神6区-1   | 〃    | 国神   | 国神6区     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0216 | 国神6区-2   | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0217 | 柴岡-2     | 〃    | 〃    | 柴岡       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0218 | 強石-4     | 〃    | 三沢   | 強石       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0219 | 強石-5     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0220 | 玉川-1     | 〃    | 〃    | 玉川       | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0221 | 玉川-2     | 〃    | 〃    | 〃        | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0222 | 広町-1     | 〃    | 〃    | 広町       | 〃     |

| 箇所番号         | 箇所名    | 市町村名 | 大字   | 小字    | 自然／人工 |
|--------------|--------|------|------|-------|-------|
| 11106-Ⅲ-0223 | 広町-2   | 皆野町  | 上日野沢 | 広町    | 自然    |
| 11106-Ⅲ-0224 | 小平-2   | 〃    | 〃    | 小平    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0225 | 上の中-2  | 〃    | 〃    | 上の中   | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0226 | 谷津-2   | 〃    | 〃    | 谷津    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0227 | 入山-1   | 〃    | 〃    | 入山    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0228 | 入山-2   | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0229 | 反町     | 〃    | 〃    | 反町    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0230 | 峰-2    | 〃    | 〃    | 峰     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0231 | 牧場     | 〃    | 〃    | 牧場    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0232 | 門平-3   | 〃    | 上日野沢 | 門平    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0233 | 立沢-5   | 〃    | 〃    | 立沢    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0234 | 立沢-6   | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0235 | 国神7区-3 | 〃    | 大淵   | 国神7区  | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0236 | 国神8区-1 | 〃    | 〃    | 国神8区  | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0237 | 国神8区-2 | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0238 | 国神9区-1 | 〃    | 〃    | 国神9区  | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0239 | 国神9区-2 | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0240 | 前原-1   | 〃    | 〃    | 前原    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0241 | 前原-2   | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0242 | 前原-3   | 〃    | 〃    | 〃     | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0243 | 国神10区  | 〃    | 野巻   | 国神10区 | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0244 | 国神11区  | 〃    | 〃    | 国神11区 | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0245 | 桜ヶ丘    | 〃    | 〃    | 桜ヶ丘   | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0246 | 親鼻-3   | 〃    | 皆野   | 親鼻    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0247 | 笹原     | 〃    | 野巻   | 笹原    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0248 | 山中     | 〃    | 〃    | 山中    | 〃     |
| 11106-Ⅲ-0249 | 野巻-2   | 〃    | 〃    | 野巻    | 〃     |

○地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）

| 区域名            | 所在地<br>面積(ha)            | 人家<br>(戸) | 公共的建物<br>施設の種類             | 工種  | 内容                              | 指 定<br>年月日        |
|----------------|--------------------------|-----------|----------------------------|-----|---------------------------------|-------------------|
| 広町<br>ひろまち     | 秩父郡皆野町三沢<br>16.9(20.2)   | 42        | 町道800m                     | 排水工 | 水路工                             | 57.3.27           |
| 中の沢<br>なかのさわ   | 秩父郡皆野町三沢<br>39.7(33.4)   | 54        | 町道1,200m                   | 排水工 | 水路工・ボーリング工・<br>鋼管杭工・集水井         | 36.8.26<br>38.3.8 |
| 美の山<br>みのやま    | 秩父郡皆野町三沢<br>18.1(19.1)   | 5         | 町道400m                     |     |                                 | 36.8.26           |
| 五十新田<br>いごにた   | 秩父郡皆野町三沢<br>20.0(13.1)   | 22        | 町道1,000m<br>小学校1           | 排水工 | 横ボーリング工・水路<br>工                 | 36.8.26           |
| 金崎<br>かなさき     | 秩父郡皆野町金崎<br>21.9(25.1)   | 4         | 町道600m                     | 排水工 | 横ボーリング工・半円<br>水路工・暗渠水路工・<br>集水井 | 34.10.6           |
| 藤の木<br>ふじのき    | 秩父郡皆野町三沢<br>12.8         | 26        | 町道1,000m                   |     |                                 |                   |
| 日向<br>ひなた      | 秩父郡皆野町三沢<br>82.2(40.1)   | 15        | 林道1,200m                   | 排水工 | 横ボーリング工・水路工                     | 34.10.6           |
| 桜ヶ谷<br>さくらがや   | 秩父郡皆野町野巻<br>50.6(47.8)   | 36        | 県道900m<br>町道1,400m         | 排水工 | 横ボーリング工                         | 42.12.28          |
| 門平<br>かどだいら    | 秩父郡皆野町上日野沢<br>31.6(12.1) | 11        | 県道1,200m<br>町道300m<br>公会堂1 | 排水工 | 横ボーリング工・水路工                     | 38.10.12          |
| 重木<br>しげき      | 秩父郡皆野町下日野沢<br>25.3(8.8)  | 14        | 町道400m<br>公会堂1             |     |                                 | 36.8.26           |
| 浦山<br>うらやま     | 秩父郡皆野町金沢<br>13.8(5.5)    | 14        | 町道800m<br>公会堂1             | 排水工 | 横ボーリング工・水路工                     | 38.10.12          |
| 旭谷<br>あさひや     | 秩父郡皆野町金沢<br>18.1(14.0)   | 2         | 県道500m                     | 排水工 | 横ボーリング工・水路工                     | 36.8.26           |
| 国神<br>くにがみ     | 秩父郡皆野町国神<br>13.8(7.7)    | 7         | 町道400m                     | 排水工 | 水抜工                             | 38.10.12          |
| 金沢<br>かねざわ     | 秩父郡皆野町金沢<br>15.6         | 8         | 町道200m                     |     |                                 |                   |
| 上日野沢<br>かみひのさわ | 秩父郡皆野町上日野沢<br>39.4       | 36        | 町道400m<br>県道1,200m         |     |                                 |                   |
| 上日野沢<br>かみひのさわ | 秩父郡皆野町上日野沢<br>6.9        | 8         | 県道400m                     |     |                                 |                   |
| 奈良尾<br>ならお     | 秩父郡皆野町上日野沢<br>6.9        | 4         | 林道600m                     |     |                                 |                   |
| 奈良尾<br>ならお     | 秩父郡皆野町上日野沢<br>14.0       | 18        |                            |     |                                 |                   |
| 大前<br>おおまえ     | 秩父郡皆野町上日野沢<br>17.2       | 3         | 町道200m                     |     |                                 |                   |
| 沢辺<br>さわべ      | 秩父郡皆野町下日野沢<br>3.8        | 4         | 町道150m                     |     |                                 |                   |
| 下日野沢<br>しもひのさわ | 秩父郡皆野町下日野沢<br>9.3        | 4         | —                          |     |                                 |                   |
| 日野<br>ひの       | 秩父郡皆野町下日野沢<br>17.2       | 8         | 町道500m                     |     |                                 |                   |
| 根岸<br>ねぎし      | 秩父郡皆野町皆野<br>3.8          | 7         | 町道1,200m<br>文化財収蔵庫1        |     |                                 |                   |
| 上の平<br>うえのひら   | 秩父郡皆野町三沢<br>9.3          | 6         | 町道500m                     |     |                                 |                   |

## ○河川指定区間一覧

### 〔荒川水系〕

| 河川名   | 上流端  | 下流端     | 左岸    | 右岸    | 合計     |
|-------|--|---------|-------|-------|--------|
| 三沢川   | 左岸 秩父郡皆野町大字三沢字長尾根5,591番地先<br>右岸 同町同大字字親沢5,544番地先   | 荒川への合流点 | 6,100 | 6,100 | 12,200 |
| 滝の入沢川 | 左岸 秩父郡皆野町大字皆野字上中746番地先<br>右岸 同町同大字字滝沢3,875番地先      | 〃       | 1,500 | 1,500 | 3,000  |
| 日野沢川  | 左岸 秩父郡皆野町大字上日野字塔寿3,311番の1地先<br>右岸 同町同大字字空滝1,939番地先 | 〃       | 5,900 | 5,900 | 11,800 |

### 〔利根川水系〕

| 河川名 | 上流端                               | 下流端    | 左岸     | 右岸     | 合計     |
|-----|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 小山川 | 秩父郡皆野町大字金沢字滝の下4,015番地の1地先の浦山第1号堰堤 | 直轄区間起点 | 36,411 | 36,411 | 72,822 |

## ○地すべり危険地区一覧

| 箇所名   | 郡市  | 町村  | 大字   | 小字   | 面積(ha) |
|-------|-----|-----|------|------|--------|
| 風戸沢   | 秩父郡 | 皆野町 | 下日野沢 | 風戸   | 12.7   |
| 立沢1   | 〃   | 〃   | 上日野沢 | 立沢   | 30.0   |
| 立沢2   | 〃   | 〃   | 〃    | 〃    | 7.4    |
| 腰     | 〃   | 〃   | 皆野   | 腰    | 7.7    |
| 滝の沢   | 〃   | 〃   | 〃    | 〃    | 25.0   |
| 淵の尾   | 〃   | 〃   | 三沢   | 吉野平  | 27.5   |
| 吉野平   | 〃   | 〃   | 〃    | 〃    | 24.6   |
| 美山    | 〃   | 〃   | 〃    | 五十新田 | 28.4   |
| 上の平   | 〃   | 〃   | 〃    | 上の平  | 17.8   |
| 四万部山  | 〃   | 〃   | 〃    | 曾根坂  | 8.9    |
| 入山    | 〃   | 〃   | 〃    | 入山   | 57.6   |
| 峰     | 〃   | 〃   | 〃    | 峰外2  | 11.7   |
| 谷津    | 〃   | 〃   | 〃    | 谷津   | 6.4    |
| 小根    | 〃   | 〃   | 〃    | 小根   | 25.6   |
| 小根(東) | 〃   | 〃   | 〃    | 〃    | 41.0   |
| ヨシケ沢  | 〃   | 〃   | 〃    | 高中   | 98.8   |
| 谷草沢   | 〃   | 〃   | 下田野  | 曾和本  | 13.8   |
| 橋爪    | 〃   | 〃   | 金沢   | 橋爪   | 5.1    |

○地すべり防止区域一覧（国土交通省所管）

| 防止区域名 | 所在地        | 面積<br>(ha) | 人家 | 指定年月日             | 名称                | 構造                           | 施工年度             | 備考  |
|-------|------------|------------|----|-------------------|-------------------|------------------------------|------------------|-----|
| 金崎    | 秩父郡<br>皆野町 | 25.13      | 12 | 34.10.6           | 排水工<br>落差工<br>根止工 | ボーリング工<br>半円水路工<br>暗渠水路工     | 昭和28～38<br>昭和54～ | 工事中 |
| 日向    | 〃          | 40.14      | 20 | 34.10.6           | 排水工<br>落差工        | ボーリング工<br>コンクリート工<br>水抜工、土止工 | 昭和36～46          | 概成  |
| 旭谷    | 〃          | 13.95      | 2  | 36.8.26           | 排水工<br>落差工        | ボーリング工<br>半円管、集水桝<br>暗渠水路工   | 昭和35～46          | 〃   |
| 中の沢   | 〃          | 33.35      | 33 | 36.8.26<br>38.3.8 | 排水工               | 水路工<br>ボーリング工                | 昭和47～            | 工事中 |
| 五十新田  | 〃          | 13.12      | 34 | 36.8.26           | 〃                 | ボーリング工<br>半円水路工<br>暗渠水路工     | 昭和40～47          | 概成  |
| 美の山   | 〃          | 19.08      | 8  | 36.8.26           |                   |                              |                  | 未施工 |
| 重木    | 〃          | 8.80       | 26 | 36.8.26           |                   |                              |                  | 〃   |
| 浦山    | 〃          | 5.48       | 19 | 38.10.12          | 排水工<br>落差工        | 水抜工<br>パイプ水路<br>ボーリング工       | 昭和28～29          | 概成  |
| 門平    | 〃          | 12.12      | 29 | 38.10.12          | 排水工               | 水抜工<br>水路工<br>集水桝            | 昭和29～30          | 未施工 |
| 国神    | 〃          | 7.68       | 9  | 38.10.12          | 〃                 | 水抜工                          | 昭和41～45          | 概成  |
| 桜ヶ谷   | 〃          | 47.75      | 42 | 42.12.28          | 〃                 | ボーリング工                       | 昭和46～50<br>昭和63～ | 工事中 |
| 広町    | 〃          | 20.17      | 46 | 57.3.27           | 〃                 |                              | 昭和57～63          | 概成  |
| 皆野    | 〃          | 2.52       | 7  | 20.12.16          | 〃                 |                              | 平成19～            | 工事中 |

○地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）

| 防止区域名 | 所在地              | 面積<br>(ha) | 人家<br>(戸) | 公共的建物<br>施設の種類                 | 工種                | 内容       | 指定年月日                   | 備考  |
|-------|------------------|------------|-----------|--------------------------------|-------------------|----------|-------------------------|-----|
| 四万部山  | 秩父郡皆野町<br>大字三沢   | 8.88       | 16        | 農道1,600m                       | 床固工<br>排水工<br>杭打工 | 水路<br>暗渠 | 昭和35.9.27               | 概成  |
| 淵の尾   | 〃                | 27.15      | 7         | —                              | 床固工<br>排水工<br>杭打工 | 水路<br>暗渠 | 〃                       | 〃   |
| 小根    | 〃                | 55.77      | 47        | 県道1,130m<br>林道500m<br>村道4,090m | 床固工<br>排水工        | 水路<br>暗渠 | 昭和60.4.25<br>昭和37.10.11 | 〃   |
| 峰     | 〃                | 11.68      | 16        | —                              | 谷止工<br>排水工        | 水路<br>暗渠 | 昭和37.10.11              | 〃   |
| 橋爪    | 秩父郡皆野町<br>大字金沢   | 5.14       | 5         | —                              |                   |          | 〃                       | 未着工 |
| 風戸    | 秩父郡皆野町<br>大字下日野沢 | 8.00       | 8         | 町道960m<br>県道350m<br>水路720m     | 排水工               | 暗渠       | 昭和61.4.10               | 概成  |

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覽

| 区域名 | 郡市  | 町村  | 大字   | 指定面積(ha) | 告示番号 | 指定年月日     |
|-----|-----|-----|------|----------|------|-----------|
| 若浜  | 秩父郡 | 皆野町 | 下日野沢 | 1.28     | 1393 | S46.10.22 |

○砂防指定地指定状況

| 事務所 | 溪流名  | 町村  |
|-----|------|-----|
| 秩父  | 柏木沢  | 皆野町 |
| 〃   | 立沢   | 〃   |
| 〃   | 滝の沢  | 〃   |
| 〃   | 日野沢川 | 〃   |
| 〃   | 門平沢  | 〃   |
| 〃   | 奈良尾沢 | 〃   |
| 〃   | 大前沢  | 〃   |
| 〃   | 重木沢  | 〃   |
| 〃   | 藤原沢  | 〃   |
| 〃   | 樽木沢  | 〃   |
| 〃   | 金沢川  | 〃   |
| 〃   | 金山沢  | 〃   |
| 〃   | 深沢   | 〃   |
| 〃   | 関谷沢  | 〃   |
| 〃   | 滝の入沢 | 〃   |
| 〃   | 富沢   | 〃   |
| 〃   | 京ヶ沢  | 〃   |

| 事務所 | 溪流名   | 町村  |
|-----|-------|-----|
| 秩父  | 豆ガラ沢  | 皆野町 |
| 〃   | 八瀬尾根沢 | 〃   |
| 〃   | 丑沢    | 〃   |
| 〃   | 中の沢   | 〃   |
| 〃   | 六地藏沢  | 〃   |
| 〃   | 藤の木沢  | 〃   |
| 〃   | 浅間沢   | 〃   |
| 〃   | 五十新田沢 | 〃   |
| 〃   | 玉川    | 〃   |
| 〃   | 吉野平沢  | 〃   |
| 〃   | 芳ノ入沢  | 〃   |
| 〃   | 小関沢   | 〃   |
| 〃   | 小山川   | 〃   |
| 〃   | 浦山川   | 〃   |
| 〃   | 梨木沢   | 〃   |
| 〃   | 穴窪沢   | 〃   |
| 〃   | 大平沢   | 〃   |

○ため池一覽

| 名称  | 所在地               | 天端幅<br>(m) | 堤高<br>(m) | 堤頂長<br>(m) | 総貯水量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 流域面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 満水面積<br>(km <sup>2</sup> ) | かんがい<br>受益面積<br>(ha) |
|-----|-------------------|------------|-----------|------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 一ト星 | 秩父郡皆野町<br>大字国神297 | 2.0        | 5.0       | 25.0       | 3.0                        | —                          | 0.0013                     | 3.0                  |

○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所

| 告示年月日     | 土砂災害警戒区域等の名称 | 住所      | 警戒区域 | 特別警戒区域 | 土砂災害の発生要因となる自然現象の種類 |
|-----------|--------------|---------|------|--------|---------------------|
| H27.12.25 | 来谷沢          | 皆野町大字三沢 | ○    | ○      | 土石流                 |
| H27.12.25 | 能林2          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 能林3          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | ヨシケ沢         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 強石-1         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 強石-2         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 芳ノ入1         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 芳ノ入2         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 来谷2          | 〃       | ○    | ○      | 急傾斜地の崩壊             |
| H27.12.25 | 能林1          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 能林2-1        | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 能林2-2        | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 三沢強石1        | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 三沢強石2        | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 三沢強石3        | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 高中1          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根1-1        | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根1-2        | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 芳ノ入1         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 芳ノ入3         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 来谷1          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根2          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 芳ノ入2         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根3          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根4          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根5          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根6          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 平草3          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 平草4          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 芳ノ入4         | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 小根7          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 高中2          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 平草1          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 平草2          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 日向           | 〃       | ○    |        | 地すべり                |
| H27.12.25 | 三沢1          | 〃       | ○    | ○      | 土石流                 |
| H27.12.25 | 上滝の沢         | 〃       | ○    |        | 〃                   |
| H27.12.25 | 滝の沢          | 〃       | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 芳ノ入3         | 〃       | ○    |        | 〃                   |

| 告 示<br>年月日  | 土砂災害警戒<br>区域等の名称 | 住 所     | 警戒<br>区域 | 特別警<br>戒区域 | 土砂災害の発生要因<br>となる自然現象の種類 |
|-------------|------------------|---------|----------|------------|-------------------------|
| H27. 12. 25 | 芳ノ入 4            | 皆野町大字三沢 | ○        |            | 土石流                     |
| H27. 12. 25 | 三沢 2             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 谷津               | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢 3             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 吉野平              | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 吉野平沢             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 来谷 1             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 来谷 2             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 来谷 3             | 〃       | ○        |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢谷津 1           | 〃       | ○        | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 三沢谷津 2           | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 二本木              | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢日向             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢谷津 4           | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢強石 4           | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢強石 5           | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 玉川 1             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 玉川 2             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 小平               | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢谷津 3 - 1       | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢谷津 3 - 2       | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 三沢谷津 3 - 3       | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 反町               | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高府地 1            | 〃       | ○        | ○          | 土石流                     |
| H27. 12. 25 | 入山               | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 中の沢              | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 上の平              | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 浅間沢              | 〃       | ○        |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高府地 2            | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高府地 3            | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 六地藏              | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 丸山 1             | 〃       | ○        | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 丸山 2             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高府地 1            | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高府地 2            | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 上の平 1            | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 峯 1              | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 六地藏              | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 広町 1             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 広町 3             | 〃       | ○        | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 五十新田             | 〃       | ○        |            | 地すべり                    |



| 告 示<br>年月日  | 土砂災害警戒<br>区域等の名称 | 住 所       | 警 戒<br>区 域 | 特別警<br>戒区域 | 土砂災害の発生要因<br>となる自然現象の種類 |
|-------------|------------------|-----------|------------|------------|-------------------------|
| H27. 12. 25 | 美の山              | 皆野町大字三沢   | ○          |            | 地滑り                     |
| H27. 12. 25 | 上の平              | 〃         | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 藤の木              | 〃         | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 中の沢              | 〃         | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 広町               | 〃         | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 日野 1             | 皆野町大字下日野沢 | ○          | ○          | 土石流                     |
| H27. 12. 25 | 日野 2             | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 日野 3             | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 若松 3             | 〃         | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 日野 4             | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 1            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 2            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 1 - 1        | 〃         | ○          | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 根古屋 1 - 2        | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 1 - 3        | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高松山 1            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 若浜 2             | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 2            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大神               | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 日野 1 - 1         | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 日野 1 - 2         | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 日野 1 - 3         | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 3 - 1        | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 3 - 2        | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 3 - 3        | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高松山 4            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 高松山 5            | 皆野町大字大渕   | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 4            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 5            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根古屋 8            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 風戸               | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 若浜               | 〃         | ○          |            | 地すべり                    |
| H27. 12. 25 | 日野               | 〃         | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 門平沢              | 〃         | ○          | ○          | 土石流                     |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 1            | 〃         | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾沢             | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 2            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 小前 1             | 〃         | ○          | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 1            | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 2 - 1        | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 2 - 2        | 〃         | ○          | ○          | 〃                       |

| 告 示<br>年月日  | 土砂災害警戒<br>区域等の名称 | 住 所       | 警 戒<br>区域 | 特別警<br>戒区域 | 土砂災害の発生要因<br>となる自然現象の種類 |
|-------------|------------------|-----------|-----------|------------|-------------------------|
| H27. 12. 25 | 門平 1 - 1         | 皆野町大字上日野沢 | ○         | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 門平 1 - 2         | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 小前 3             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 小前 2             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 3            | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 4            | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 5 - 1        | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾 5 - 2        | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 門平 2             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 1             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 2             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 3 - 1         | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 3 - 2         | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 3 - 3         | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 9             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 8             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢               | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 立沢 5             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 西立沢              | 〃         | ○         |            | 地すべり                    |
| H27. 12. 25 | 立沢               | 〃         | ○         |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 門平               | 〃         | ○         |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾南             | 〃         | ○         |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 奈良尾北             | 〃         | ○         |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大前               | 〃         | ○         |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 天神沢              | 皆野町大字野巻   | ○         | ○          | 土石流                     |
| H27. 12. 25 | 野巻               | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大平沢 - 1          | 皆野町大字金沢   | ○         |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大平沢 - 2          | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 金山沢              | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 1             | 皆野町大字野巻   | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 2             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 岩鼻 1             | 皆野町大字金沢   | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 岩鼻 2             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 岩鼻 3             | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 金山 1             | 〃         | ○         | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 野巻 1 - 1         | 皆野町大字野巻   | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 野巻 1 - 2         | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 野巻 1 - 3         | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 妙部谷戸 1 - 1       | 皆野町大字金沢   | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 妙部谷戸 1 - 2       | 〃         | ○         | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 神ノ巻              | 皆野町大字野巻   | ○         | ○          | 〃                       |

| 告 示<br>年月日  | 土砂災害警戒<br>区域等の名称 | 住 所     | 警 戒<br>区 域 | 特別警<br>戒区域 | 土砂災害の発生要因<br>となる自然現象の種類 |
|-------------|------------------|---------|------------|------------|-------------------------|
| H27. 12. 25 | 橋爪 1             | 皆野町大字金沢 | ○          | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 金沢大平             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 1 - 1         | 皆野町大字野巻 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 1 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 1 - 3         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 妙部谷戸 2           | 皆野町大字金沢 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 新谷平 1            | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 新谷平 2            | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 橋爪 3 - 1         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 橋爪 3 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 岩鼻 1             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 橋爪 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 金山 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 諏訪平 2 - 1        | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 諏訪平 2 - 2        | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 野巻 2 の 1         | 皆野町大字野巻 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 桜ヶ谷              | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 3 - 1         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 笹原 3 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 山中 - 1           | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 山中 - 2           | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 山中 - 3           | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 野巻 2 の 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 桜ヶ谷              | 〃       | ○          |            | 地すべり                    |
| H27. 12. 25 | 戦場 1             | 皆野町大字皆野 | ○          | ○          | 土石流                     |
| H27. 12. 25 | 戦場 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 富沢               | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 下根岸              | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 上ノ台              | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 滝の入沢川            | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 柏木沢              | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 戦場 3             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 戦場 1             | 〃       | ○          | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 親鼻 1             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 親鼻 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 皆野腰 1 - 1        | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 皆野腰 1 - 2        | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根岸 1             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根岸 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 根岸 3             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |

| 告示年月日     | 土砂災害警戒区域等の名称 | 住所        | 警戒区域 | 特別警戒区域 | 土砂災害の発生要因となる自然現象の種類 |
|-----------|--------------|-----------|------|--------|---------------------|
| H27.12.25 | 親鼻3          | 皆野町大字皆野   | ○    | ○      | 急傾斜地の崩壊             |
| H27.12.25 | 下原           | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 戦場5          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 戦場6          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 戦場7          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 親鼻4          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 上ノ台          | 〃         | ○    |        | 地すべり                |
| H27.12.25 | 小松1          | 皆野町大字下日野沢 | ○    | ○      | 土石流                 |
| H27.12.25 | 重木           | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 藤原沢1         | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 藤原沢2         | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 若松1          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 若松2          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 沢辺1          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 沢辺2          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 重木沢          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 藤原           | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 下日野沢1        | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 下日野沢2        | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 重木1-1        | 〃         | ○    | ○      | 急傾斜地の崩壊             |
| H27.12.25 | 重木1-2        | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 重木1-3        | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 藤原1          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 若浜3          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 若浜4          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 若浜1          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 重木2          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 沢辺1          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 沢辺2          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 沢辺3          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 藤原3          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 藤原2          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 若浜5          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 沢辺           | 〃         | ○    |        | 地すべり                |
| H27.12.25 | 重木           | 〃         | ○    |        | 〃                   |
| H27.12.25 | 能林1-1        | 皆野町大字下田野  | ○    | ○      | 土石流                 |
| H27.12.25 | 能林1-2        | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 能林1-3        | 〃         | ○    |        | 〃                   |
| H27.12.25 | 豆ガラ沢         | 皆野町大字金崎   | ○    |        | 〃                   |
| H27.12.25 | 大境沢          | 〃         | ○    | ○      | 〃                   |
| H27.12.25 | 下田野1         | 皆野町大字下田野  | ○    | ○      | 〃                   |

| 告示年月日       | 土砂災害警戒区域等の名称 | 住所       | 警戒区域 | 特別警戒区域 | 土砂災害の発生要因となる自然現象の種類 |
|-------------|--------------|----------|------|--------|---------------------|
| H27. 12. 25 | 小関沢          | 皆野町大字下田野 | ○    |        | 土石流                 |
| H27. 12. 25 | 下田野 2        | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎 1         | 皆野町大字金崎  | ○    | ○      | 急傾斜地の崩壊             |
| H27. 12. 25 | 下田野 2        | 皆野町大字下田野 | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 3 - 1    | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 3 - 2    | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎 6         | 皆野町大字金崎  | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 4        | 皆野町大字下田野 | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 谷草 - 1       | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 谷草 - 2       | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎 2         | 皆野町大字金崎  | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎 4         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎 3         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 1 5      | 皆野町大字下田野 | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 1 6      | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎 7         | 皆野町大字金崎  | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 8        | 皆野町大字下田野 | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 9        | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 1 0      | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 1 1      | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 下田野 1 2      | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎 5         | 皆野町大字金崎  | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 金崎           | 〃        | ○    |        | 地すべり                |
| H27. 12. 25 | 出牛 1         | 皆野町大字金沢  | ○    | ○      | 土石流                 |
| H27. 12. 25 | 梨木沢          | 〃        | ○    |        | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 出牛 2         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 小六 1         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 小六 2         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 加増 1         | 〃        | ○    |        | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 加増 2         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 天沢 - 1       | 〃        | ○    | ○      | 急傾斜地の崩壊             |
| H27. 12. 25 | 天沢 - 2       | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 天沢 - 3       | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 天沢 - 4       | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 加増 1         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 浦山 2 - 1     | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 浦山 2 - 2     | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 浦山 1         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 浦山 3         | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 更木 1 - 1     | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |
| H27. 12. 25 | 更木 1 - 2     | 〃        | ○    | ○      | 〃                   |

| 告 示<br>年月日  | 土砂災害警戒<br>区域等の名称 | 住 所     | 警 戒<br>区 域 | 特別警<br>戒区域 | 土砂災害の発生要因<br>となる自然現象の種類 |
|-------------|------------------|---------|------------|------------|-------------------------|
| H27. 12. 25 | 加増 2 - 1         | 皆野町大字金沢 | ○          | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 加増 2 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 更木 3             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 更木 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 出牛 1             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 出牛 2             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 出牛 3             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 小六 - 1           | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 小六 - 2           | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 加増 7             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 浦山 4             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 浦山 5             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 浦山 6 - 1         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 浦山 6 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 加増 3             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 加増 4 - 1         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 加増 4 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 加増 5             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 加増 6             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 出牛 4             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 浦山               | 〃       | ○          |            | 地すべり                    |
| H27. 12. 25 | 浦山北              | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 旭谷               | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 不動沢              | 皆野町大字大渕 | ○          | ○          | 土石流                     |
| H27. 12. 25 | くぬぎ沢             | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 橋場沢              | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 関沢               | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 滝の沢              | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大渕               | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 深沢 - 1           | 皆野町大字国神 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 深沢 - 2           | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 柴岡               | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 関谷沢              | 〃       | ○          |            | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大淵 1             | 皆野町大字大渕 | ○          | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 大淵 2 - 1         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大淵 2 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 柴岡 1             | 皆野町大字国神 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 前原 1             | 皆野町大字大渕 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 国神 3             | 皆野町大字国神 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 国神 4             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 柴岡 3             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |

| 告 示<br>年月日  | 土砂災害警戒<br>区域等の名称 | 住 所     | 警 戒<br>区 域 | 特別警<br>戒区域 | 土砂災害の発生要因<br>となる自然現象の種類 |
|-------------|------------------|---------|------------|------------|-------------------------|
| H27. 12. 25 | 柴岡 2             | 皆野町大字国神 | ○          | ○          | 急傾斜地の崩壊                 |
| H27. 12. 25 | 大淵 3 - 1         | 皆野町大字大淵 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大淵 3 - 2         | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大淵 4             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大淵 1 0           | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 国神 1             | 皆野町大字国神 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 柴岡 4             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大淵 5             | 皆野町大字大淵 | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 大淵 6             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 前原 3             | 〃       | ○          | ○          | 〃                       |
| H27. 12. 25 | 国神               | 皆野町大字国神 | ○          |            | 地すべり                    |

### 3 防災関連施設・設備関係

#### ○皆野町防災行政無線（固定系子局）

| No. | 子局番号 | 子局名称       | 設置場所名称          | 所在地              |
|-----|------|------------|-----------------|------------------|
| 1   | 1-1  | 皆野町役場      | 皆野町役場           | 大字皆野字水押1420-1    |
| 2   | 1-2  | 町民運動公園     | み～な子ども公園        | 大字皆野字柳畑862-1     |
| 3   | 1-3  | 皆野小学校      | 皆野小学校           | 大字皆野字外久保1347-1   |
| 4   | 1-4  | 腰 1        | 腰区第一公会堂         | 大字皆野字下中1499-4    |
| 5   | 1-5  | 上の台        | 皆野交番            | 大字皆野字上富沢1798-5   |
| 6   | 1-6  | 下大浜        | 下大浜区公会堂         | 大字皆野字上和田436-1    |
| 7   | 1-7  | 中大浜        | 大浜児童公園          | 大字皆野字内手294-1     |
| 8   | 1-8  | 上大浜 1      | 上大浜区公会堂         | 大字皆野字毛無塚89-1     |
| 9   | 1-9  | 腰 2        | 第二腰公会堂          | 大字皆野字上中727-1     |
| 10  | 1-10 | 皆野中学校      | 皆野中学校           | 大字皆野字大背戸2246-1   |
| 11  | 1-11 | 親鼻 1       | バイパス事務所         | 大字皆野字辻原2512-6    |
| 12  | 1-12 | 土京         | 土京公会堂           | 大字皆野字吉丸2601-2    |
| 13  | 1-13 | 下土京        | 諏訪神社            | 大字皆野字上土京2760-1   |
| 14  | 1-14 | 戦場         | 戦場公会堂           | 大字皆野字中戦場2908     |
| 15  | 2-1  | 下田野        | 長瀬カヌースクール付近     | 大字下田野字小関112-1    |
| 16  | 2-2  | 皆野スポーツ公園   | 皆野スポーツ公園        | 大字下田野字前山1136-1   |
| 17  | 2-3  | 谷草下        | 能林橋             | 大字下田野字山ノ神440-6   |
| 18  | 2-4  | 谷草上        | やまのうえランド        | 大字下田野字谷草558-1    |
| 19  | 3-1  | 国神小学校      | 国神学童保育所         | 大字大淵字丸山112-1     |
| 20  | 3-2  | 大淵         | 嶺松寺             | 大字大淵字道合545-1     |
| 21  | 4-1  | 野巻         | 消防団第 2 分団第 3 詰所 | 大字野巻字前原142-2     |
| 22  | 4-2  | 桜ヶ谷        | 桜ヶ谷集落上          | 大字野巻字名土814-3     |
| 23  | 5-1  | 宮ノ前        | 国神橋             | 大字国神字宮ノ前598-5    |
| 24  | 5-2  | 国神         | 国神地区公会堂         | 大字国神字北田代865-2    |
| 25  | 5-3  | 柴岡         | 柴岡バス停           | 大字国神字神田123-1     |
| 26  | 6-1  | 金崎 1       | 金崎神社            | 大字金崎字岩下108-1     |
| 27  | 6-2  | 金崎 2       | 金崎ヘリポート入口       | 大字金崎字腰281-3      |
| 28  | 7-1  | 大平口        | 大平口バス停          | 大字金沢字橋爪1098      |
| 29  | 7-2  | 岩鼻         | 桜井康行宅           | 大字金沢字岩鼻1258      |
| 30  | 7-3  | 妙部谷戸       | 西光寺上            | 大字金沢字妙部谷戸2035-10 |
| 31  | 7-4  | 八王子        | 別荘入口            | 大字金沢字八王子645-1    |
| 32  | 7-5  | 諏訪平        | 諏訪神社            | 大字金沢字妙部谷戸2146-1  |
| 33  | 7-6  | 金山         | 中東橋             | 大字金沢字中東2408      |
| 34  | 7-7  | 金沢生活改善センター | 西福寺駐車場          | 大字金沢字出牛257       |



| No. | 子局番号  | 子局名称      | 設置場所名称       | 所在地              |
|-----|-------|-----------|--------------|------------------|
| 35  | 7-8   | 金沢谷津      | 加増バス停        | 大字金沢字川越石2794     |
| 36  | 7-9   | 更木        | 更木バス停        | 大字金沢字更木3188-1    |
| 37  | 7-10  | 浦山        | 浦山バス停車場      | 大字金沢字新井3876-1    |
| 38  | 8-1   | 根古屋       | 根古屋橋バス停      | 大字国神字宮平379-2     |
| 39  | 8-2   | 水と緑のふれあい館 | 水と緑のふれあい館    | 大字下日野沢字籬塚3991    |
| 40  | 8-3   | 高松        | 高松不動尊        | 大字下日野沢字日向平829-1  |
| 41  | 8-4   | 若浜        | 全福寺          | 大字下日野沢字前畑1536-7  |
| 42  | 8-5   | 大神        | 御諏訪様         | 大字下日野沢字東原1127-1  |
| 43  | 8-6   | 藤原        | 藤原安産堂        | 大字下日野沢字中山1970    |
| 44  | 8-7   | 沢辺        | 沢辺公会堂        | 大字下日野沢字小畑2699-3  |
| 45  | 8-8   | 上沢辺       | 秩父華嚴の滝駐車場    | 大字下日野沢字塔素3286-3  |
| 46  | 8-9   | 重木        | 重木公会堂上       | 大字下日野沢字下平2494    |
| 47  | 8-10  | 門平        | 門平高札場跡       | 大字下日野沢字東門平1744-1 |
| 48  | 8-11  | 立沢        | 立沢バス停下       | 大字下日野沢字大平830-1   |
| 49  | 9-1   | 奈良尾       | 奈良尾集会所       | 大字上日野沢字竹之下2233-1 |
| 50  | 9-2   | 西立沢       | 西立沢バス停       | 大字上日野沢字西1037-1   |
| 51  | 9-3   | 小前        | 八坂神社         | 大字上日野沢字上小山400    |
| 52  | 10-1  | 強石        | 強石橋バス停       | 大字三沢字強石495-4     |
| 53  | 10-2  | 来谷        | 芳ノ入観光トイレ     | 大字三沢字来谷613-1     |
| 54  | 10-3  | 芳ノ入       | 下三沢集落センター    | 大字三沢字芳ノ入670-1    |
| 55  | 10-4  | 参宮司橋      | 参宮司橋         | 大字三沢字ニシ山915-2    |
| 56  | 10-5  | 三沢小学校     | 三沢農業集落センター   | 大字三沢字ソリ町1588-1   |
| 57  | 10-6  | 玉川        | 三沢第七区公会堂     | 大字三沢字六万部1125-1   |
| 58  | 10-7  | 三沢谷津      | 三沢谷津集会所      | 大字三沢字玉川入1282-5   |
| 59  | 10-8  | 日向        | 日向集会所        | 大字三沢字日向4917-1    |
| 60  | 10-9  | 高府地       | 診療印刷(株)駐車場   | 大字三沢字松ノ木入5224-15 |
| 61  | 10-10 | 二十三夜寺     | 二十三夜寺駐車場     | 大字三沢字藤ノ木1898     |
| 62  | 10-11 | 青砂        | 山ノ神大神社横      | 大字三沢字上ノ平2162-1   |
| 63  | 10-12 | 広町        | 八幡神社         | 大字三沢字坊谷戸2857-1   |
| 64  | 10-13 | 峯再送信子局    | 峯公会堂         | 大字三沢字峯3003-1     |
| 65  | 10-14 | 常楽寺       | 常楽寺          | 大字三沢字広町2059-1    |
| 66  | 11-1  | 平草 1      | 丸山神社         | 大字下三沢字平草148-1    |
| 67  | 11-2  | 平草 2      | 平草集落先        | 大字下三沢字高中62       |
| 68  | 1-15  | 皆野駅前      | 皆野駅前火の見櫓     | 大字皆野字遠原967-1     |
| 69  | 1-16  | 上大浜 2     | 町営住宅大浜団地     | 大字皆野字中之芝61-2     |
| 70  | 1-17  | 親鼻 2      | 消防団第1分団第1部詰所 | 大字皆野字石神井2363-1   |
| 71  | 6-3   | 金崎 3      | 金崎古墳群西側町道脇   | 大字金崎字大塚12-4      |

## ○救急病院・救急診療所一覧

### 1 埼玉県秩父保健所

|     |            |       |              |
|-----|------------|-------|--------------|
| 所在地 | 〒368-0025  | 電話番号  | 0494-22-3824 |
|     | 秩父市桜木町8-18 | FAX番号 | 0494-22-2798 |

### 2 救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）

| No. | 医療機関名               | 郵便番号     | 所在地                  | 電話番号<br>(0494) | FAX番号<br>(0494) | 診療科目                            |
|-----|---------------------|----------|----------------------|----------------|-----------------|---------------------------------|
| 1   | 秩父市立病院              | 368-0025 | 秩父市桜木町8-9            | 23-0611        | 23-0650         | 内、外、整、泌、脳、小、麻、循内、消内             |
| 2   | 医療法人花仁会<br>秩父病院     | 369-1874 | 秩父市和泉町20             | 22-3022        | 24-9633         | 内、外、消外、消内、肝内、循内、形、整、腫内、肛外、放、麻、歯 |
| 3   | 秩父中央病院              | 368-0056 | 秩父市寺尾1404            | 24-5551        | 24-5552         | 精、内、リハ、歯外                       |
| 4   | 秩父生協病院              | 368-0016 | 秩父市阿保町1-11           | 23-1300        | 22-7003         | 内、小、リハ、循内                       |
| 5   | 秩父第一病院              | 368-0051 | 秩父市中村町2-8-14         | 25-0311        | 25-0551         | 内、循内、外、神内、リハ、皮                  |
| 6   | 本強矢整形外科病院           | 369-1871 | 秩父市下影森871-1          | 24-7615        | 23-3348         | 整                               |
| 7   | 医療法人彩清会<br>清水病院     | 369-1412 | 秩父市皆野町<br>大字皆野1390-2 | 62-0067        | 62-4393         | 内、外、胃内、リハ、皮                     |
| 8   | 埼玉医療生活協同組合<br>皆野病院  | 369-1412 | 秩父郡皆野町<br>大字皆野2031-1 | 62-6300        | 62-6010         | 内、外、整、脳、婦、小、リハ、放、歯、歯外、麻、眼、神内、皮  |
| 9   | 国民健康保険<br>町立小鹿野中央病院 | 368-0105 | 秩父郡小鹿野町<br>小鹿野300    | 75-2332        | 75-3313         | 内、婦、整、眼、耳、リハ、外、心療、精             |

| 区分   | 略号(説明)  |
|------|---|
| 診療科目 | 内(内科)、心療(心療内科)、外(外科)、小(小児科)、精(精神科)、神(神経科)、神内(神経内科)、呼(呼吸器科)、消内(消化器内科)、消外(消化器外科)、胃(胃腸科)、胃内(胃腸内科)、循内(循環器内科)、肝内(肝臓内科)、腫内(腫瘍内科)、肛外(肛門外科)、整(整形外科)、形(形成外科)、脳(脳神経外科)、皮(皮膚科)、泌(泌尿器科)、肛(肛門科)、婦(婦人科)、眼(眼科)、耳(耳鼻咽喉科)、リハ(リハビリテーション科)、放(放射線科)、歯(歯科)、歯外(歯科口腔外科)、麻(麻酔科) |

○指定避難所・指定避難場所一覧

| No. | 地区  | 施設名           | 所在地        | 避難場所    | 避難所 |      |    |    | 収容人員  | 電話番号    | 備考     |
|-----|-----|---------------|------------|---------|-----|------|----|----|-------|---------|--------|
|     |     |               |            |         | 風水害 | 土砂災害 | 雪害 | 震災 |       |         |        |
| 1   | 皆野  | 公民館（皆野総合センター） | 皆野2228-1   | 兼       | ○   | —    | ○  | ○  | 200   | 62-0454 | 警戒区域   |
| 2   |     | 柔剣道場          | 皆野2125     | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 220   |         |        |
| 3   |     | 皆野小学校         | 皆野1346     | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 1,000 | 62-0053 |        |
| 4   |     | 皆野中学校         | 皆野2244-2   | 兼       | ○   | —    | ○  | ○  | 1,100 | 62-0432 | 警戒区域   |
| 5   | 国神  | 老人福祉センター（長生荘） | 大淵103-1    | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 150   | 62-4625 |        |
| 6   |     | 国神小学校         | 大淵70-1     | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 450   | 62-0579 |        |
| 7   |     | 自然休養村管理所      | 大淵280      | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 70    |         |        |
| 8   |     | 皆野高等学校体育館     | 大淵19-1     | 兼       | ○   | —    | ○  | ○  | 500   | 62-2076 | 特別警戒区域 |
| 9   |     | 転作研修センター      | 金崎111-1    | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 40    |         |        |
| 10  |     | 皆野幼稚園         | 国神639      | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 180   | 62-1333 |        |
| 11  |     | 金沢            | 金沢生活改善センター | 金沢259-1 | 兼   | ○    | —  | ○  | ○     | 30      |        |
| 12  | 日野沢 | わく・ワクセンター     | 下日野沢3990   | 兼       | ○   | —    | ○  | ○  | 380   |         | 警戒区域   |
| 13  |     | 水と緑のふれあい館     | 下日野沢3993-3 | 兼       | ○   | —    | ○  | ○  | 120   | 62-5227 | 警戒区域   |
| 14  | 三沢  | 三沢小学校         | 三沢1606     | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 450   | 65-0123 |        |
| 15  |     | 三沢農業集落センター    | 三沢1588-1   | 兼       | ○   | ○    | ○  | ○  | 80    |         |        |
| 16  | 皆野  | 町民運動公園        | 皆野836-2    | ○       | —   | —    | —  | —  | —     |         |        |
| 17  |     | 皆野スポーツ公園      | 下日野沢1119-1 | ○       | —   | —    | —  | —  | —     |         |        |

注) 「兼」は、避難場所と避難所を兼ねていることを表す。

○福祉避難所一覧

| No. | 施設名                | 所在地        | 電話番号    | 協定連絡先         |
|-----|--------------------|------------|---------|---------------|
| 1   | 悠う湯ホーム             | 下日野沢3906-3 | 62-5550 | 社会福祉法人 みなの福祉会 |
| 2   | 障害者支援施設<br>カーサ・ミナノ | 国神421      | 62-5612 | 社会福祉法人 カナの会   |

○防災倉庫及び防災備蓄品一覧

| 番号  | 施設名称                | アルファ米 | 飲料水<br>(2トリ)<br>水 | 飲料水用袋<br>(6トリ) | ブルーシート | 発電機 | 毛布  | 中型救急箱 | 簡易トイレ | 食器セット |
|-----|---------------------|-------|-------------------|----------------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 1   | 皆野町役場 4階倉庫          | 3,400 | 178               | 1,000          | 40     |     |     |       |       |       |
| 2   | 皆野町役場総務課倉庫          |       |                   |                |        | 3   |     |       |       |       |
| 3   | 防災倉庫<br>(皆野町役場)     | 100   | 300               |                |        |     | 240 | 1     | 15    | 100   |
| 4   | 防災倉庫<br>(皆野小学校)     | 100   | 12                |                |        |     | 10  | 1     | 1     | 100   |
| 5   | 防災倉庫<br>(皆野中学校)     | 100   | 12                |                |        |     | 10  | 1     | 1     | 100   |
| 6   | 防災倉庫<br>(老人福祉センター)  | 100   | 12                |                |        |     | 10  | 1     | 1     | 100   |
| 7   | 防災倉庫<br>(水と緑のふれあい館) | 1,000 | 12                |                |        |     | 10  | 1     | 1     | 100   |
| 8   | 防災倉庫<br>(旧金沢小学校)    | 100   | 12                |                |        |     | 10  | 1     | 1     | 100   |
| 9   | 防災倉庫<br>(三沢小学校)     | 100   | 12                |                |        |     | 10  | 1     | 1     | 100   |
| 合 計 |                     | 5,000 | 550               | 1,000          | 40     | 3   | 300 | 7     | 21    | 700   |

○緊急輸送道路

| 道路管理者 | 道路種別    | 路線名             | 備考 |
|-------|---------|-----------------|----|
| 埼玉県   | 埼玉県管理国道 | 国道140号          |    |
| 埼玉県   | 有料道路    | 皆野寄居有料道路西関東連絡道路 |    |

○災害用ヘリポート（飛行場場外離着陸場）の状況

| 名称       | 地名番地       | 管理者 | 管轄消防   | 着陸帯 |    | 表面     |
|----------|------------|-----|--------|-----|----|--------|
|          |            |     |        | 長さ  | 幅  |        |
| 皆野スポーツ公園 | 皆野町大字下田野地内 | 皆野町 | 秩父消防本部 | 20  | 20 | 転圧地    |
| 金崎ヘリポート  | 皆野町大字金崎301 | 皆野町 | 秩父消防本部 | 17  | 17 | アスファルト |

## 4 協定・条例

### ○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

## ○埼玉県下消防応援協定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害により被害を最小限度に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

#### (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

#### (報告及び連絡)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関し必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

### 第2章 相互応援

#### (応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前条に規定する県にたいする報告及び前条に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

#### (応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別な理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

#### (消防用資器材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

#### (応援隊の指揮)



第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない市町村にあつては、市町村長）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（通報）

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

（連絡会議）

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

（協議連絡事項）

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- （1） 消防相互応援に関すること。
- （2） 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- （3） 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- （4） 警防技術に関すること。
- （5） 消防用資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- （6） その他必要な事項

### 第4章 経費負担

（経費負担）

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- （1） この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- （2） 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

### 第5章 雑則

（実施細部）

第14条 この協定に特別な定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防本部をおかない市町村又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあつては消防団長）が協議して定めるものとする。

（疑義）

第15条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

### 附 則

この協定は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

## ○埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この覚書は、埼玉県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき協定市町村等相互間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 相互応援

#### (緊急通報)

第2条 協定第5条に規定する災害発生時の応援要請及び協定第7条に規定する消防用資器材等の調達依頼等の緊急通信は、別に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

#### (応援隊の派遣)

第3条 協定第6条の第1項に規定する応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資器材の数量、出発時刻及び指揮責任者等を前条に規定する通報指定場所に通報するものとする。

#### (誘導及び資器材の貸与)

第4条 発生市町村等の消防長又は協定第14条に規定する消防団長（以下「消防長等」という。）は、前条に規定する応援隊を効率的に運用するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資器材を貸与するものとする。

#### (応援隊の報告)

第5条 協定第9条に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した消火剤等の資器材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受け食糧及び補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第1号により行うものとする。

#### (消防用資器材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資器材等の調達手配は消防用資器材を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が応援市町村等内にある場合に行うものとする。

#### (資器材の使用)

第7条 応援隊が第14条第1項第1号の規定により、発生市町村等が負担する資器材等を使用する場合で発生市町村等の消防長等の了解を求めるとまがない場合は、使用後速やかに発生市町村等の消防長等に報告するものとする。

#### (災害概要の通報)

第8条 協定第10条に規定する通報は、別記様式第2号により、発生市町村等の消防長等が応援市町村等の消防長等に通報するものとする。

#### (会議の名称及び構成員)

第9条 協定第11条に規定する連絡会議は、埼玉県下消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」という。）とし、協定機関の消防長等をもって構成する。

#### (幹事市町村)

第10条 応援活動と連絡会議の円滑な推進を図るため、幹事市町村等を置く。

2 幹事市町村等は埼玉県消防長会の各ブロック毎に1とし、幹事市町村等の互選により、代表幹事市町村等を選出する。

3 幹事市町村等の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(応援活動の調整)

第11条 幹事市町村等は、応援活動において必要な調整を行うものとする。

(会議の種別)

第12条 会議は、連絡会議及び幹事会議とする。

2 連絡会議及び幹事会議は必要のつど開催し、代表幹事市町村等が招集するものとする。

(消防現勢の変動)

第13条 協定第12条第2号の消防現勢について変動があった場合は、連絡会議の際又は必要のつど別記様式第3号により各協定機関に通報するものとする。

(経費負担)

第14条 協定第13条第1項の規定により、発生市町村等が負担する経費は次のとおりとし、これ以外で特に多額の経費を要した場合における経費負担については、協定市町村等間において協議して定めるものとする。

(1) 消火剤、その他の資器材を使用し、又は損傷した場合の経費

(2) 応援隊の食糧費及び長時間防ぎよの場合の補給燃料費

(3) 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定による災害補償費

2 前項第1号による補償は、努めて当該災害に使用した資器材と同等の性能又は品質を有する物をもって行うものとする。

(他の協定との関係)

第15条 協定市町村等が、当該協定市町村等間において締結している、この協定以外の協定とこの協定が競合するため、特に必要があると認められる場合は、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(覚書の改訂)

第16条 この覚書を改訂する場合は、協定機関が協議のうえ定めるものとする。

(協定に関する事務)

第17条 協定に関する事務は、代表幹事市町村等が担当するものとする。

(覚書の保管)

第18条 この覚書を証するため、協定機関の消防長等は、記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

## ○災害時における協力支援に関する協定

(協定の主旨)

第1条 この協定は、災害時(町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合)において、ちちぶ農業協同組合(以下「甲」という。)が行う、皆野町(以下「乙」という。)への災害協力支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者が緊急避難的に甲の建物及び施設を利用すること。
- (2) 甲の車両及び機械(原則として運転者同行)を乙が使用すること。
- (3) 農作物及び生鮮食料品を乙に供給すること。
- (4) その他日常生活用品等供給することが可能なものを乙に提供すること。

(協力の要請)

第3条 乙は、災害対策本部を設置し、災害対策を行う際に、甲の協力支援が必要と認めた場合、要請を行うものとする。

2 乙は、前条の協力内容を乙に要請するときは、要請の理由、要請の内容、供給を受ける日時、場所その他必要な事項を明記した書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力支援体制)

第4条 甲は、前条の要請を受けたときは、速やかに支援体制を整える等万全を期すものとする。

(指揮命令)

第5条 甲の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、乙が指定する者が行うものとする。

(供給協力及び費用弁償)

第6条 甲は、第2条第3号及び第4号の供給の協力を行うときは、乙の指定する場所に搬入等を行うものとする。

2 乙は、前項による供給を受けたときは、被災日前日の価格を基に、その実費を甲に弁償するものとする。ただし、甲が無償と決定した場合は、無償とし、甲は、速やかにその旨を乙に通告するものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年12月20日

甲 ちちぶ農業協同組合

代表理事組合長

中島 政晴

乙 皆野町

皆野町長

石木戸 道也

## ○比企広域市町村圏組合消防相互応援協定

（ 秩父広域市町村圏組合 ）  
秩 父 市  
横 瀬 町  
皆 野 町

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、比企広域市町村圏組合と秩父広域市町村圏組合及び秩父市、横瀬町、皆野町（以下「協定団体」という。）間の消防相互応援協定を締結し、火災、救急その他特殊災害が発生した場合に、協定団体相互間の消防力を活用して、災害時における人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援の種別及び区域）

第2条 消防相互応援は、普通応援及び特別応援とする。

- 2 普通応援とは、協定団体の境界付近において発生した火災、救急その他の災害等を認知し、もしくは受報した場合に、隣接区域の消防隊又は救急隊が被応援地の要請を待たずして応援出場することをいう。
- 3 特別応援とは、前項に定める普通応援以上の応援を必要とする場合において、被応援地の要請により、前項の規定にかかわらず出場することをいう。

（応援要請の方法）

第3条 応援は口頭により次の事項を連絡し行うものとする。

- （1） 火災、救急その他災害の種別、発生場所及び規模
- （2） 出場要請部隊
- （3） 進入路、誘導員の配置場所
- （4） 指揮本部の場所及び連絡の方法

（特別応援部隊の編成）

第4条 特別応援部隊の編成については、応援地の裁量によるものとする。

（指揮）

第5条 応援部隊の指揮は、被応援地の現場最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行うものとする。ただし、普通応援にあつて当該応援部隊が単独で応援活動を行うときは、応援部隊の長が行うものとする。

（連絡）

第6条 応援部隊の長は、現場到着及び引揚時、並びに消防活動状況等を速やかに最高指揮者に報告しなければならない。

- 2 前条第1項ただし書きに定める単独で応援活動を行ったときは、終了後速やかに応援活動の状況を被応援地の最高指揮者に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援部隊に係る人的及び物的損害に対する負担並びに旅費、手当では応援した側の負担とする。使用した車両の積載消耗品（消化薬剤を除く。）の負担も同様とする。ただし、応援活動を継続するのに必要な消耗品並びに応援活動に消費した消化薬剤の補給については、被応援地において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応援した側に事故等で特別の損害を生じた場合は、被応援地と協議して経

費を分担することができる。

(資料の交換)

第8条 協定団体の長は、必要に応じて消防力の状況等の資料を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協定団体双方が誠意をもって協議して決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 比企広域市町村圏組合と秩父広域市町村組合との消防相互応援協定（平成5年4月1日締結）は、廃止する。

この協定の成立を証するため、協定書5通を作成し、協定団体記名押印の上、各自1通を保有する。

比企広域市町村圏組合  
管理者 坂本 祐之輔

秩父広域市町村圏組合  
管理者 栗原 稔

秩父市  
市長 栗原 稔

横瀬町  
町長 加藤 嘉郎

皆野町  
町長 石木戸 道也

## ○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、住民の生命、身体、財産に多大な影響を及ぼす災害、事件、事故の予防鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、秩父広域市町村圏組合構成市町消防団相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町とする。

(対象となる危機)

第3条 この協定における危機とは、次の各号のいずれかに該当する災害事案等で、大規模又は特殊及び突発的で、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 災害（地震・台風などの風水害、雪害及び地滑りや山崩れなどの土砂災害）
- (2) 事故（列車転覆や航空機墜落の大規模事故、大規模な火災・爆発事故及び危険物・ガス・毒劇物の流出や漏洩事故）
- (3) テロ行為
- (4) 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態
- (5) その他の災害事案等で、応援活動を必要とするもの。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で危機が発生した場合に、発生地の市町長の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に危機が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 特別応援の要請は、危機発生市町長から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 危機の種別
- (2) 危機発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員・車両及び資機材の種別数量
- (4) 集結場所及び活動内容
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちにその旨を被応援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・車両及び資機材の種別数量を被応援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく被応援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 被応援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防長（消防署長）又は被応援市町の消防団長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

（経費の負担）

第9条 応援隊活動に要する経費は、次の各号に掲げる区分により負担するものとする。

（1） この協定に基づく応援活動に要する経費のうち、人件費・消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

（2） 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

（改廃）

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（疑義）

第11条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度、関係市町の消防団長が協議して決定するものとする。

（協定書の保管）

第12条 この協定の締結を証するため、秩父広域市町村圏組合管理者及び協定市町長は協定書6通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

附則

この協定は、平成19年3月1日から効力を生ずる。

平成19年3月1日

秩父広域市町村圏組合

管理者 栗原 稔

秩父市長 栗原 稔

横瀬町長 加藤 嘉郎

皆野町長 石木戸 道也

長瀨町長 大澤 芳夫

小鹿野町長 関口 和夫



## ○埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年3月29日

## ○災害時における避難施設の使用に関する覚書

埼玉県立皆野高等学校（以下「甲」という。）と皆野町（以下「乙」という。）は、皆野町内に発生した災害等における避難施設（以下「施設」という。）の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この覚書において、「施設」とは、埼玉県立皆野高等学校内に設置されている 「体育館」等をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙1の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を慎重に保管するものとする。

2 乙は、前項により貸与を受けた鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。

なお、保管責任者に変更があった場合はそのつど文書で報告するものとする。

（情報の交換）

第3条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況等、必要に応じて情報の交換を行う。

（防災訓練への参加）

第4条 甲は、乙が行う各地域の防災訓練等に参加することができる。

（連絡責任者）

第5条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては埼玉県立皆野高等学校長、乙においては、皆野町長とする。

（期間）

第6条 この覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第7条 前各号に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、そのつど甲乙協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの1通を所持する。

平成20年10月10日

埼玉県秩父郡皆野町大字大淵19番地1

甲 埼玉県立皆野高等学校

校長 持田 賢一 ㊞

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

乙 皆野町

皆野町長 石木戸 道也 ㊞

## ○災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、皆野町長石木戸道也（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、皆野町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 皆野町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 皆野町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月9日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 菊川 滋

乙) 埼玉県秩父郡皆野長大字皆野1420-1

皆野町長 石木戸 道也

## ○災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、皆野町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成23年1月18日から平成23年3月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出が無い場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成23年1月18日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

甲 皆野町

皆野町長 石木戸道也

埼玉県さいたま市北区植竹町1-820-6

乙 埼玉県電気工事工業組合

理事長 小澤浩二

## ○災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話または塩の他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行なうものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月10日

甲 埼玉県秩父郡皆野長大字皆野1420番地1  
皆野町  
皆野町長 石木戸 道也

乙 群馬県高崎市高関町380  
株式会社 カインズ  
代表取締役社長 土屋 裕雅



## ○皆野秩父バイパス新皆野橋架設に伴う工事用道路の使用に関する協定書

埼玉県西関東連絡道路建設事務所（以下、「甲」という。）と皆野町（以下、「乙」という。）は、皆野秩父バイパス新皆野橋架設に伴う工事用道路（以下、「工事用道路」という。）の使用に関し、次のとおり協定する。

（使用範囲）

第1条 甲は、甲が管理する工事用道路を火災等の緊急時の際、乙に一時的に使用させるものとする。

（使用期間）

第2条 乙が工事用道路を一時使用できる期間は、平成27年3月31日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間は甲、乙協議のうえ更新し、又は短縮することができるものとする。

2 甲がこの土地を工事用道路以外の目的に必要とするため、乙に第1条による使用をさせなくした場合、乙は甲に代替の施設を要求できないものとする。

（使用料）

第3条 第1条に規定する一時使用については無料とする。

（使用方法）

第4条 工事用道路は甲が使用するとき、又は第1条に規定する場合以外は出入りを施錠するものとする。また、乙が第1条の規定に基づき工事用道路を使用する場合は、あらかじめ貸与を受けた鍵を使用するものとする。

（鍵の管理）

第5条 甲は、工事用道路の出入口の鍵を乙に貸与し、乙は防災活動上必要な範囲で合鍵を作成できるものとする。この場合、乙は作成した合鍵の数量及び合鍵の管理者を甲に報告するとともに、適切に管理しなければならない。

（管理区分）

第6条 工事用道路の管理は甲が行うものとする。ただし、第1条に規定する使用で発生した事故等の責任は乙が負うものとする。

（担当）

第7条 本協定に係る担当は、甲は建設担当とし乙は総務課企画政策防災担当とする。

（疑義）

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めなき事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本合意成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を所持する。

平成27年3月31日

住所 埼玉県秩父郡皆野町皆野2511-1  
甲 氏名 埼玉県西関東連絡道路建設事務所  
所 長 森 田 好 一

住所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1  
乙 氏名 皆野町長 石木戸 道 也

## ○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。
- （2） 甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請をすることができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めた時は速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

甲 皆野町

町 長 石木戸 道也

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会

会 長 宮 田 精一

## ○災害時における物資の輸送に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会秩父支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲はこの協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 要請理由
- （2） 輸送する物資名、数量及び輸送先
- （3） 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- （4） 輸送年月日（期間）
- （5） その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア 宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙により道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年6月11日

皆野町大字皆野1420-1

甲 皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父市宮側町6-11

乙 社団法人 埼玉県トラック協会 秩父支部

支部長 金子 展明

## ○防災行政無線連動装置及び防災行政無線遠隔制御装置の設置、運用管理等に関する協定書

秩父消防本部長（以下「甲」という。）と皆野町長（以下「乙」という。）とは、地域防災計画に基づく防災対策にかかる事務及び行政事務に関し相互に密接な連携を図るため、防災行政無線連動装置の設置及び防災行政無線遠隔制御の運用管理等に関して次のとおり協定を締結する。

（装置等の設置）

第1条 装置等の設置については、次のとおりとする。

- （1） 甲は、秩父消防本部庁舎内に防災行政無線連動装置を設置する。
- （2） 乙は、秩父消防本部庁舎内に皆野町防災行政無線遠隔制御装置を設置する。

（設置場所の変更）

第2条 甲は、自己の都合により防災行政無線遠隔制御装置の設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。

（運用）

第3条 防災行政無線遠隔制御装置等の運用については、甲所属の無線従事者が行うものとする。詳細については、別添覚書のとおりとする。

（維持管理）

第4条 防災行政無線連動装置の維持管理については、甲が責任を持って行い各市町の防災行政無線遠隔制御装置の維持管理については、乙が責任を持って行う。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。

期間満了の日から2カ月前までに甲乙のいずれからも申し出が無い場合は、この協定書の有効期間は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（疑義の決定等）

第6条 この協定書の解釈について疑義を生じた場合、又はこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成25年3月1日

埼玉県秩父市下宮地町10番25号

甲 秩父消防本部 消防長 浅見 真一

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

乙 埼玉県秩父郡皆野町長 石木戸 道也

## 覚 書

秩父消防本部長（以下「甲」という。）と皆野町長（以下「乙」という。）は、両者間の平成25年3月1日付け防災行政無線遠隔制御装置等の設置及び管理運用等に関する協定書第3条、第6条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（運用）

甲からの防災行政無線防災連動装置による運用は、次のとおりとする。

- 1 火災放送
- 2 県民防火の日（試験放送）
- 3 住民の生命にかかわる情報伝達
- 4 その他特に甲が必要と認める事項

（但し、3 4については、乙の運用ができないときに限る）

（費用負担）

- 1 甲は、防災行政無線遠隔制御装置の設置場所の使用にかかる費用について無料とする。
- 2 防災行政無線遠隔制御装置にかかる電気料は、甲の負担とする。
- 3 各市町防災行政無線親機から防災行政無線遠隔制御装置間の回線使用料は、乙の負担とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成25年3月1日

埼玉県秩父市下宮地町10番25号

甲 秩父消防本部 消防長 浅見 真一

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

乙 埼玉県秩父郡皆野町長 石木戸 道也

## ○災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書（みな福祉会）

皆野町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 みな福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、皆野町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することが出来ること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入所するに至らない在宅の要援護者で、一般避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れ要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

（手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担する。

（物資調達及び介助者の確保）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入れ可能人数の把握）

第8条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定める者とする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。



この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

甲 皆野町

皆野町長 石 木 戸 道 也

埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢3906番地3

乙 社会福祉法人 みなのもんじやう

理事長 山 中 展 弘

## ○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（カナの会）

皆野町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 カナの会（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、皆野町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することが出来ること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入所するに至らない在宅の要援護者で、一般避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れ要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

（手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 福祉避難所として、乙が対象者の受け入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担する。

（物資調達及び介助者の確保）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入れ可能人数の把握）

第8条 甲は、平常時から乙の施設における受け入れ可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定める者とする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出が無い限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

甲 皆野町

皆野町長 石 木 戸 道 也

埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢3906番地3

乙 社会福祉法人 カナの会

理事長 井 沢 千 鶴

## ○災害時における救援物資提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

皆野町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は甲乙間の契約に基づき設置する災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。尚、対象となる自販機については、甲乙別途覚書を締結の上、これを定める。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、可能な範囲において速やかにフォロー体制を整えるよう努めるものとする。なお、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- 4 乙は第1項の要請があった時は、可能な範囲において飲料水の供給を甲に行うものとする。
- 5 前項の飲料水の引渡場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運賃を考慮の上、甲乙協議して決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上各1通を保有する。

平成26年 4月16日

甲 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1  
埼玉県秩父郡皆野町長 石木戸 道也

乙 東京都渋谷区本町三丁目47番10号  
株式会社 伊藤園  
総務部長 川本 正人

## ○災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

皆野町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の行政区内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、災害対応型自動販売機【キースイッチ搭載型、エネレンジャー搭載型】（以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

尚、乙が設置している自販機は、乙の甲に対する協力を実行するために設置するものであり、甲及び乙は、設置場所、設置台数を維持するものとし、設置されている乙の自販機は、甲、乙確認の上別紙リストにて管理するものとする。

尚リストに変更が生じた場合、甲、乙確認の上修正するものとする。

3 乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は、第1項の要請があったとき飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議の上決定するものとする。

（自販機鍵の貸与）

第3条 乙は、前条第2項のキースイッチ搭載型自販機の飲料提供を可能とするため、甲に対し自販機鍵を貸与するものとする。

2 甲は、自販機鍵を甲の責任において保管・管理し、自販機鍵の管理責任者が異動などにより交代する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

（自販機の取扱い）

第4条 乙は、第2条2項のエネレンジャー搭載型自販機の飲料提供を可能とするため、甲に対し自販機の取扱いに関する事項を、説明書をもって説明を行い、甲は、説明書を保管・管理し、管理責任者が異動などにより交替する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

（提供結果の通知）

第5条 甲は、第2条2項に基づき、飲料を災害の被災者等に提供した場合、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

（要請の手続き）

第6条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙相手方のいずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成26年4月18日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

甲 皆野町

皆野町長 石木戸道也

埼玉県桶川市加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング 株式会社

代表取締役

社長 カリン・ドラガン

## ○災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人秩父郡市医師会）

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と一般社団法人秩父郡市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者の傷病の程度の判定
- （2） 傷病者に対する応急処置
- （3） 後方医療施設への搬送の要否及びその順位の設定
- （4） 死亡の確認及び死体検案
- （5） その他必要な措置

（災害医療支援隊の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援隊が携行するものを使用することとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食および給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- （1） 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費
- （2） 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3） 災害医療支援隊の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、

疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と定めた経費  
2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89

小鹿野町

小鹿野町長 福島 弘文

秩父市熊木町2番19号

乙 一般社団法人 秩父郡市医師会

会 長 新井 政幸



## ○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市歯科医師会）

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀨町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

- （1） 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急措置
- （2） 歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- （4） 歯科医療記録等による身元確認の協力
- （5） 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
- （6） その他必要な措置

（災害医療支援隊の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援隊が携行するものを使用することとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食および給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- （1） 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費
- （2） 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 災害医療支援隊の歯科医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と定めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89

小鹿野町

小鹿野町長 福島 弘文

秩父郡皆野町皆野173-3

乙 秩父郡市歯科医師会

会 長 吉田 久

## ○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市薬剤師会）

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- （1） 救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- （2） 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- （3） その他必要な措置

（薬剤師の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 薬剤師が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、災害の状況に応じ、薬剤師が携行するもの及び乙の備蓄するものを用することとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食および給水は、甲が行う。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- （1） 薬剤師の派遣及び輸送に要した経費
- （2） 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3） 乙が備蓄している医薬品等を使用した場合の実費
- （4） 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- （5） 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89

小鹿野町

小鹿野町長 福島 弘文

秩父市寺尾1447-1

乙 秩父郡市薬剤師会

会 長 四方田 真一

## ○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害が発生した場合、（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

### （被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見人制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

### （要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

### （態勢整備等）

第5条 乙は、災害時における甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

### （費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りではない。

### （相談料）

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

### （情報交換）

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成

に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月22日

(甲) 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1  
皆野町長 石木戸道也

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号  
埼玉司法書士会 会長 山 崙 秀美

# ○皆野町防災会議条例

昭和38年7月30日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基き、皆野町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 皆野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 皆野町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ町長が定める。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、町長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## ○皆野町防災会議規程

昭和42年9月20日

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年条例第25号)第6条の規定に基づき、皆野町防災会議(以下「防災会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 町長が部内の職員のうちから指名する委員及び指定行政機関又は指定公共機関の職員又は役員のうちから任命する委員の定数は、それぞれ9人及び29人とする。

2 町長が任命する指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残存期間とする。

3 前項の委員は再任されることができる。

4 専門委員は当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に幹事5人以内を置く。

2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は消防本部において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほかは防災会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



## ○皆野町防災会議に関する要綱

平成8年3月21日

要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、皆野町防災会議条例(昭和38年皆野町条例第7号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動があった場合、後任者は直ちに役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第5条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかななければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の役職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

(公表等の方法)

第7条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は、皆野町公告式条例(昭和30年皆野町条例第7号)の例による。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第41号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

## ○皆野町災害対策本部条例

昭和38年7月30日

条例第8号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基き、皆野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

### 附 則(平成8年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 その他

### ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

平成28年 4 月 1 日現在

| 救助の種類                | 対 象  | 費用の限度額  | 期 間                 | 備 考  |      |        |        |        |        |               |        |
|----------------------|--|---|---------------------|--|------|--------|--------|--------|--------|---------------|--------|
| 避難所の設置               | 災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者に供与する。                                     | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人 1日当たり<br>320円以内<br>(加算額)<br>冬季 別に定める額を加算<br><br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から<br>7日以内    | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費用を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上                      |      |        |        |        |        |               |        |
| 応急仮設住宅の供与            | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者                  | 1 規格 1戸当たり平均<br>29.7㎡(9坪)を標準とする。<br>2 限度額 1戸当たり<br>2,660,000円以内<br>3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)    | 災害発生の日から<br>20日以内着工 | 1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。<br>2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>3 供与期間 最高2年以内<br>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |      |        |        |        |        |               |        |
| 炊き出しその他の食品の給与        | 1 避難所に収容された者<br>2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者                           | 1人1日当たり<br>1,100円以内   | 災害発生の日から<br>7日以内    | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度内であればよい。<br>(1食は1/3日)  |      |        |        |        |        |               |        |
| 飲料水の供給               | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)                               | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から<br>7日以内    | 輸送費、人件費は別途計上   |      |        |        |        |        |               |        |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内  | 災害発生の日から<br>10日以内   | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること。   |      |        |        |        |        |               |        |
|                      |  | 区分  |                     |  | 1人世帯 | 2人世帯   | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上1人増すごとに加算 |        |
|                      |  | 全壊<br>全焼<br>流失  |                     |  | 夏    | 18,400 | 23,700 | 34,900 | 41,800 | 53,000        | 7,800  |
|                      |  |   |                     |  | 冬    | 30,400 | 39,500 | 55,000 | 64,300 | 80,900        | 11,100 |
|                      |  | 半壊<br>半焼<br>床上浸水  |                     |  | 夏    | 6,000  | 8,100  | 12,100 | 14,700 | 18,600        | 2,600  |
|                      |  |   |                     |  | 冬    | 9,800  | 12,700 | 18,000 | 21,400 | 27,000        | 3,500  |

| 救助の種類       | 対 象  | 費用の限度額  | 期 間  | 備 考   |
|-------------|--|---|--|---|
| 医 療         | 医療の途を失った者<br>(応急的処置)   | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者<br>協定料金の額以内   | 災害発生の日から<br>14日以内                              | 患者等の移送費は、別途計上   |
| 助 産         | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)       | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額   | 分べんした日から<br>7日以内                               | 妊婦等の移送費は、別途計上   |
| 被災者の救出      | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者   | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から<br>3日以内                               | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、別途計上 |
| 被災した住宅の応急修理 | 1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>1世帯あたり<br>576,000円以内   | 災害発生の日から<br>1ヵ月以内                              |   |
| 学用品の給与      | 住家の全壊(焼)流出半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒        | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学生児童 4,300円<br>中学生児童 4,600円<br>高等学校等生徒 5,000円 | 災害発生の日から(教科書)<br>1ヶ月以内<br>(文房具及び通学用品)<br>15日以内 | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。                    |
| 埋 葬         | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給  | 1体当たり<br>大人(12歳以上)<br>210,400円以内<br>小人(12歳未満)<br>168,300円以内   | 災害発生の日から<br>10日以内                              | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。                                 |
| 死体の捜索       | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者   | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から<br>10日以内                              | 1 輸送費、人件費は、別途計上<br>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。       |

| 救助の種類         | 対 象  | 費用の限度額  | 期 間               | 備 考  |
|---------------|--|---|-------------------|--|
| 死体の処理         | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。   | (洗浄、消毒等)<br>1体当たり 3,400円以内<br>一時保存<br>既存建物借上費<br>通常の実費<br>既存建物以外<br>1体当たり<br>5,300円以内<br>検案<br>救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から<br>10日以内 | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去        | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者                           | 1世帯当たり<br>134,800円以内  | 災害発生の日から<br>10日以内 |  |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の捜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費   | 救助の実施が認められる期間以内   |  |
|               | 範 囲  | 費用の限度額  | 期 間               | 備 考  |
| 実 費 弁 償       | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者  | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。                        | 救助の実施が認められる期間以内   | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額  |

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○指定文化財一覧

(1) 国指定文化財 (5件)

| 種 別                  | 名 称             | 所 在 地                  | 指定年月日         |
|----------------------|-----------------|------------------------|---------------|
| 重 要 有 形<br>民 俗 文 化 財 | 秩父の山村生産用具(238点) | 大字皆野3610<br>有形民俗文化財収蔵庫 | S 42. 6. 17   |
|                      | 荒川水系の漁撈用具(252点) |                        | S 46. 12. 15  |
| 記<br>念<br>物          | 名 勝 長瀬          | 大字皆野、下田野、金崎            | T 13. 12. 9   |
|                      | 天 然<br>記 念 物    | 長瀬                     | T 13. 12. 9   |
|                      |                 | 前原の不整合                 | 大字大渊429、433-2 |

(2) 埼玉県指定文化財 (7件)

| 種 別          | 名 称           | 所 在 地                      | 指定年月日                |
|--------------|---------------|----------------------------|----------------------|
| 民 俗<br>文 化 財 | 有形民俗<br>文 化 財 | 出牛人形浄瑠璃人形道具一式              | 大字金沢196              |
|              | 無形民俗<br>文 化 財 | 秩父地方の養蚕用具及び関係資料<br>(1245点) | 大字皆野3602             |
|              |               | 皆野椋神社の獅子舞                  | 大字皆野238              |
| 記<br>念<br>物  | 史 跡           | 円墳大塚古墳                     | 大字皆野95-1, -2, -3, -4 |
|              |               | 門平高札場跡                     | 大字上日野沢1744-1先        |
|              |               | 金崎古墳群(4基)                  | 大字金崎2-1、15、17-1、110  |
|              | 天 然<br>記 念 物  | 国神の大イチョウ                   | 大字国神577-2            |

(3) 町指定文化財 (65件)

| 種 別          | 名 称   | 所 在 地        | 指定年月日       |
|--------------|-------|--------------|-------------|
| 有 形<br>文 化 財 | 建 造 物 | 萩神社の石鳥居      | 大字金沢2647    |
|              |       | 薬研堀          | 大字三沢1855先   |
|              |       | 石橋           | 大字三沢1796-1先 |
|              | 彫 刻   | 薬王寺薬師三尊像(3軀) | 大字野巻186     |
|              |       | 円福寺十一面観音     | 大字皆野293     |
|              |       | 薬王寺の十二神将     | 大字野巻186-1   |

| 種 別                   | 名 称   | 所 在 地                     | 指定年月日       |             |
|-----------------------|-------|---------------------------|-------------|-------------|
| 有<br>形<br>文<br>化<br>財 | 工 芸 品 | 赤城大神社の懸仏                  | 大字下田野919-1  | H14. 12. 26 |
|                       | 古 文 書 | 宮前家文書                     | 大字金崎102     | S 38. 10. 1 |
|                       |       | 金室家文書                     | 大字大淵492     | S 41. 4. 25 |
|                       |       | 関根家文書                     | 大字三沢2078    | S 41. 4. 25 |
|                       |       | 持田家文書                     | 大字金沢2136    | S 59. 4. 1  |
|                       | 考古資料  | 駒形遺跡出土山形土偶                | 大字皆野3610    | H 5. 5. 28  |
|                       |       | 柳瀬古墳群1号墳出土鉄製品             | 大字皆野3610    | H 5. 5. 28  |
|                       |       | 駒形遺跡出土線刻画のある土器片           | 大字皆野3610    | H 5. 5. 28  |
|                       |       | 夏内遺跡出土長頸壺                 | 大字皆野3610    | H 5. 5. 28  |
|                       |       | 大背戸遺跡出土土製品(10点)           | 大字皆野3610    | H 5. 5. 28  |
|                       |       | 伝金崎古墳群出土直刀(5口)            | 大字皆野3610    | H 5. 5. 28  |
|                       |       | 大澤家の石幢 付 像容の石堂、<br>宝篋印塔残欠 | 大字野巻482     | H12. 10. 26 |
|                       |       | 平有行の実名板碑                  | 大字皆野3610    | H14. 12. 26 |
|                       |       | 薬師免遺跡出土板碑                 | 大字三沢627     | H14. 12. 26 |
|                       | 歴史資料  | 薬師免の自然石板碑                 | 大字三沢4075-1  | H14. 12. 26 |
|                       |       | 水戸征討記念碑                   | 大字三沢1753    | H14. 12. 26 |
|                       |       | 塩はけの五輪塔                   | 大字皆野1015    | H14. 12. 26 |
|                       | 石 塔   | 下田野西福寺の光明真言塔              | 大字下田野1223-1 | H14. 12. 26 |
|                       |       | 石井家の一石五輪塔                 | 大字金沢2509-2  | H14. 12. 26 |
|                       |       | 出牛西福寺の五輪塔                 | 大字金沢196     | H14. 12. 26 |
|                       |       | 曲木の宝篋印塔                   | 大字三沢5380-1  | H14. 12. 26 |
|                       |       | 曾根坂一里塚の阿弥陀塔               | 大字三沢2752-1  | H14. 12. 26 |
|                       |       | 自性院跡の六面石幢                 | 大字皆野2418    | H26. 3. 20  |
|                       |       | 自性院跡の光明真言塔                | 大字皆野2418    | H26. 3. 20  |

| 種 別                   | 名 称                             | 所 在 地       | 指定年月日        |             |
|-----------------------|---------------------------------|-------------|--------------|-------------|
| 民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 有<br>形<br>民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 棕神社獅子頭(3点)  | 大字皆野238      | S 38. 10. 1 |
|                       |                                 | 正法寺観音堂の大絵馬  | 大字金沢1091     | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 住吉社の大絵馬     | 大字金沢2696     | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 諏訪平の己巳塔     | 大字金沢835-2    | H14. 12. 26 |
|                       |                                 | 岩下の庚申塔      | 大字三沢2009-1先  | H14. 12. 26 |
|                       |                                 | 武蔵川大治郎の碑    | 大字三沢5795-1   | H14. 12. 26 |
|                       | 無<br>形<br>民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 金崎神社獅子舞     | 大字金崎108-1    | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 国神社獅子舞      | 大字国神709      | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 門平獅子舞       | 大字上日野沢門平地区   | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 奈良尾獅子舞      | 大字上日野沢奈良尾地区  | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 重木獅子舞       | 大字下日野沢重木地区   | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 下三沢諏訪神社獅子舞  | 大字三沢726      | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 皆野棕神社神楽     | 大字皆野238      | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 日野沢大神社神楽    | 大字下日野沢3543-2 | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 出牛人形浄瑠璃     | 大字金沢出牛地区     | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 下田野あんどんまち   | 大字下田野地区      | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 立沢の虫送り      | 大字上日野沢立沢地区   | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 門平の虫送り      | 大字上日野沢門平地区   | S 59. 4. 1  |
|                       |                                 | 記<br>念<br>物 | 史<br>跡       | 平将平の墓(2基)   |
| 平重能の墓                 | 大字皆野293                         |             |              | S 38. 10. 1 |
| 小平の一里塚跡               | 大字三沢782                         |             |              | S 38. 10. 1 |
| 平草の一里塚跡               | 大字三沢94                          |             |              | S 59. 4. 1  |
| 秩父観音霊場札所三十四番水潜寺       | 大字下日野沢3522                      |             |              | S 59. 4. 1  |
| 小池氏館跡                 | 大字皆野143                         |             |              | S 59. 4. 1  |



| 種 別         | 名 称          | 所 在 地      | 指定年月日           |             |
|-------------|--------------|------------|-----------------|-------------|
| 記<br>念<br>物 | 史 跡          | 阿左美氏館跡     | 大字下日野沢1278、1279 | S 59. 4. 1  |
|             |              | 駒形遺跡       | 大字皆野2227-1他     | H11. 11. 1  |
|             |              | 国神村道路元標    | 大字大淵430-1       | H26. 3. 20  |
|             |              | 金澤村道路元標    | 大字金沢2643        | H26. 3. 20  |
|             |              | 三澤村道路元標    | 大字三沢1554-1      | H26. 3. 20  |
|             |              | 旧郷平橋の橋台親柱  | 大字大淵598-2先      | H26. 3. 20  |
|             |              | 薬王寺のやぐら    | 大字野巻186-1       | H26. 3. 20  |
|             | 天 然<br>記 念 物 | 加増のエドヒガン   | 大字金沢2849        | S 41. 4. 25 |
|             |              | 赤城大神社社叢    | 大字下田野919-1      | H14. 12. 26 |
|             |              | 平草のキリシマツツジ | 大字三沢213         | H14. 12. 26 |
|             |              | 平草のイヌツゲ    | 大字三沢213         | H14. 12. 26 |

(4) 埼玉県選択及び選定文化財(5件)

| 種 別                  | 名 称     | 所 在 地       | 選定年月日       |
|----------------------|---------|-------------|-------------|
| 埼 玉 県 選 択<br>無形民俗文化財 | 立沢の虫送り  | 大字上日野沢立沢地区  | H 4. 6. 17  |
|                      | 門平の虫送り  | 大字上日野沢門平地区  | H 4. 6. 17  |
| 埼 玉 県 選 定<br>重 要 遺 跡 | 勝負沢岩陰遺跡 | 大字下日野沢729   | S 51. 10. 1 |
|                      | 龍ヶ谷城跡   | 大字三沢2980他   | S 51. 10. 1 |
|                      | 駒形遺跡    | 大字皆野2227-1他 | S 51. 10. 1 |

○株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）の貸付条件

平成27年 5月27日現在

| 資金名      |                |          | 貸付対象事業                         | 利率<br>(年利)          | 償還<br>期限<br>(以内) | 据置<br>期間<br>(以内) | 貸付金額の最高限度<br>(1、2のいずれか低い額)                            |             |
|----------|----------------|----------|--------------------------------|---------------------|------------------|------------------|---|-------------|
| 共通       | 農林漁業セーフティネット資金 |          | 災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金   | 0.40<br>～0.45%      | 10年              | 3年               | 600万円<br>簿記記帳農林漁業者：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額 |             |
|          | 農林漁業施設資金       | 共同利用施設   | 協同組合又は連合会等が所有する共同利用施設の復旧       | 0.40<br>～0.80%      | 20年              | 3年               | 事業費×0.8   |             |
|          |                | 主務大臣指定施設 | 農業用施設、農機具、林業用施設、漁業用施設等の復旧      | 0.40<br>～0.80%      | 15年              | 3年               | ①事業費×0.8<br>②1施設当たり300万円<br>(特認600万円)<br>漁船1,000万円    |             |
| 果樹の改植・補植 | 0.40<br>～0.80% |          | 25年                            | 10年                 |                  |                  |   |             |
| 農業       | 農業基盤整備資金       |          | 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧        | 0.40<br>～0.80%      | 25年              | 10年              | 貸付けを受ける者の負担する額  |             |
|          | 農業経営基盤強化資金     |          | 農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧、長期運転資金     | 0.40<br>～0.80%      | 25年              | 10年              | 個人：3億円<br>法人：10億円を限度                                  |             |
|          | 経営体育成強化資金      |          | 農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得、長期運転資金     | 0.80%               | 25年              | 3年               | 事業費×0.8で、個人：1億5千万円、法人：5億円を限度                          |             |
| 林業       | 林業基盤整備基金       | 造林       | 復旧造林                           | 台風、異常降雪等による被害造林地の復旧 | 0.40<br>～0.80%   | 30年              | 20年   | 事業費×0.8～0.9 |
|          |                |          | 樹苗養成                           | 樹苗養成施設の復旧           | 0.40<br>～0.65%   | 15年              | 5年  | 事業費×0.8     |
|          | 林道             |          | 林道及びこれらの付帯施設の復旧                | 0.40<br>～0.80%      | 20年              | 3年               | 事業費×0.8   |             |
| 漁業       | 漁業基盤整備資金       |          | 漁港施設、漁場施設等の復旧                  | 0.40<br>～0.80%      | 20年              | 3年               | 事業費×0.8   |             |
|          | 漁船資金           |          | 漁船の復旧                          | 0.40<br>～0.55%      | 12年              | 2年               | ①事業費×0.8<br>②1隻当たり4億5千万円<br>(特定業種6～11億円)              |             |
|          | 漁業経営改善支援資金     |          | 漁船の取得、漁具、漁獲物の処理加工施設等の整備、長期運転資金 | 0.80<br>～0.95%      | 10年<br>～15年      | 3年<br>～5年        | ①事業費×0.7～0.8<br>②1隻当たり1,000万円<br>～15億円                |             |
|          | 漁業経営安定資金       |          | 漁業の経営再建等に充てるための費用              | 0.80%               | 15年<br>～20年      | 3年               | 750万円～3億円   |             |

(注) 林業基盤整備資金の復旧造林は、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の補助残に適用する。

# 被害農林漁業者に対する金融措置

(平成27年5月27日現在)

## 被害農林漁業者

### 新たな資金を必要とする者

#### 経営再建

##### 農林漁業セーフティネット資金

###### 貸付条件

利率: 0.40～0.45%

償還期限: 10年

うち据置: 3年

貸付限度額: 600万円

簿記記帳農林漁業者: 年間  
経営費の3/12又は粗収益の  
3/12に相当する額のいずれ  
か低い額

融資機関: 日本政策金融公庫

(注) 災害によっては、利率、償還期限、据置期間、貸付限度額などに特例あり

#### 経営資金

##### 天災資金(経営資金)

###### 貸付条件

利率:

特別被害地域内特別被害者 3.0%以内

3割被害者等 5.5%以内

一般被害者 6.5%以内

償還期限: 3～6年

(激甚法適用 4～7年)

貸付限度額:

個人 200万円

北海道 350万円

果樹栽培等 500万円

〔激甚法適用〕 250万円

北海道 400万円

果樹栽培等 600万円

融資機関: 農協等

#### 施設の復旧

##### 農林漁業施設資金 (主務大臣指定(災害))

貸付条件 (20t未満の漁船を含む)

利率: 0.40～0.80%

償還期限: 15年(果樹25年)

うち据置: 3年(果樹10年)

貸付限度額:

事業費 × 0.8又は

1施設当たり 300万円

(特認 600万円)、漁船 1,000万円

融資機関: 日本政策金融公庫

##### 漁船資金

貸付条件 (20t以上の漁船)

利率: 0.40～0.55%

償還期限: 12年

うち据置: 2年

貸付限度額:

事業費 × 0.8又は1隻当たり

4億5千万円(特定業種

6～11億円)

融資機関: 日本政策金融公庫

#### 基盤の復旧

農林基盤整備資金

林業基盤整備資金

漁業基盤整備資金

##### 償還猶予等の要請

1. 償還期限の延長
2. 据置期間の延長
3. 中間据置期間の設定
4. 償還金額の一部繰下げ

### 既往借入金の返済に 困難を来している者

## 災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金

(平成27年5月27日現在)

| 資金名   | 融資期間                      | 対象者                     | 利率 (%)         | 限度額  | 償還期限        |
|---|---------------------------|-------------------------|----------------|--|-------------|
| <b>1 災害関係資金</b><br>①農林漁業<br>セーフティネット資金          | (株)日本政策金融公庫<br>(農林水産事業本部) | 認定<br>農業者<br>主業<br>農業者等 | 0.40～<br>0.45※ | 600万円<br>(簿記記帳農家：<br>年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額) | 10年以内       |
| ②農林漁業施設資金                                       | (株)日本政策金融公庫<br>(農林水産事業本部) | 農業者等                    | 0.40～<br>0.80※ | 1施設当たり<br>300万円  | 15年以内       |
| <b>2 経営改善のための資金</b><br>①農業経営基盤強化資金<br>(スーパーL資金) | (株)日本政策金融公庫<br>(農林水産事業本部) | 認定<br>農業者               | 0.40～<br>0.80※ | 個人 3億円<br>法人 10億円  | 25年以内       |
| ②経営体育成強化資金                                      | (株)日本政策金融公庫<br>(農林水産事業本部) | 主業<br>農業者等              | 0.80           | 個人 1.5億円<br>法人 5億円                                       | 25年以内       |
| ③農業改良資金<br>(新たな取組(農業改良措置)を行う場合)                 | (株)日本政策金融公庫<br>(農林水産事業本部) | 主業農業者等                  | 無利子            | 個人 5千万円<br>法人 1.5億円                                      | 10年以内       |
| ④農業近代化資金  | 農協等                       | 認定農業者                   | 0.40～<br>0.65※ | 個人 1.8千万円<br>法人 2億円                                      | 7～<br>15年以内 |
|   |                           | 主業農業者等                  | 1.55           | 個人 1.8千万円<br>法人 2億円                                      | 7～<br>15年以内 |
| ⑤農業経営改善促進資金<br>(スーパーS資金)                        | 農協等                       | 認定農業者                   | 変動金利           | 個人 500万円<br>法人 2千万円                                      | 1年以内        |

※償還期限に応じて適用

# 農林漁業セーフティネット資金の概要

[一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ]

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。

## 1. 借入対象者

- ① 認定農業者（※1）
  - ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
  - ③ 認定新規就農者（※2）
  - ④ 集落営農組織
- （※1）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- （※2）認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

## 2. 借入条件

### （1）資金の用途

- ① 災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
  - ② 法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
  - ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合（※）に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
- （※）売上の減少（前期比10%以上）、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等（原油、飼料等）の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- （2）借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12相当する額のいずれか低い額
  - ② ①以外の場合：600万円
- （3）借入金利：借入期間に応じて0.30～0.35%（平成27年3月18日現在）
- （4）償還期限：10年以内（うち措置期間3年以内）

## 3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

## 4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類（※）を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

## 5. 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL：0120-926-478）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL：098-941-1840）
- 最寄りの信用農協連合会 など

## ○ Operational Intervention Level (OIL) と防護措置について

| 基準の種類     |                 | 基準の概要  | 初期設定値※1  |               |                   | 防護措置の概要  |
|-----------|-----------------|--|--|---------------|-------------------|--|
| 緊急防護措置    | O I L 1         | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準                   | 500 $\mu$ Sv/h<br>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)            |               |                   | 数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施（異動が困難な者の一時屋内退避を含む）      |
|           | O I L 4         | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準   | $\beta$ 線：40,000cpm※3<br>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)          |               |                   |  |
|           |                 |  | $\beta$ 線：13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】<br>(皮膚から数cmでの検出器の計数率) |               |                   |  |
| 早期防護措置    | O I L 2         | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、地域生産物※5の接種を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 $\mu$ Sv/h<br>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)             |               |                   | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施 |
| 飲食物摂取制限※9 | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準                                 | 0.5 $\mu$ Sv/h※6<br>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)          |               |                   | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定                 |
|           | O I L 6         | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準  | 核種※7   | 飲料水<br>牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他  |  |
|           |                 |  | 放射性ヨウ素   | 300Bq/kg      | 2,000 Bq/kg<br>※8 |  |
|           |                 |  | 放射性セシウム  | 200 Bq/kg     | 500 Bq/kg         |  |
|           |                 |  | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種                                | 1 Bq/kg       | 10 Bq/kg          |  |
| ウラン       | 20 Bq/kg        | 100 Bq/kg  |  |               |                   |  |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面

積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 6 様式類

### ○災害救助関係申請様式

#### 様式1

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

#### 避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

#### 様式2

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

#### 応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引き上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2))
  - (1) 設置戸数の総数 戸
  - (2) 設置基準戸数 戸 (全壊 (焼)、流失世帯 戸 × 30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他



様式3

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切り替えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式6

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長

印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

| 被害別       | 被害数 |    | 季別の変更を要する数 |    | 備考 |
|-----------|-----|----|------------|----|----|
|           | 世帯数 | 人員 | 世帯数        | 人員 |    |
| 全壊(焼)流失   |     |    |            |    |    |
| 半壊(焼)床上浸水 |     |    |            |    |    |
| 計         |     |    |            |    |    |

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更が区と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式7

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長

印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

様式 8

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であつて、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 9

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長 印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式 10

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長 印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式 1 1

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式 1 2

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引き上げ数 ((1) - (2))
  - (1) 修理戸数の総数 戸
  - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数のみでは人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2))
  - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
  - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流世帯 戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を受けた延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸付期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 日間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式18

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

死体の捜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である 日間では、捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長をすることによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり死体処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長をすることによって処理されるべき死体数
- 4 その他

様式20

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2))
  - (1) 除去戸数の総数 戸
  - (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸 × 15%)
- 2 除去戸数の引き上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式 2 1

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長 印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式 2 2

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長 印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他



様式 2 3

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長

印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式 2 4

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長

印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇上げに要する経費
- 5 人夫の雇上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式 25

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長 印

人夫の雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式 26

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

皆野町長 印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 規模構造 1戸当り 26.4 m<sup>2</sup> 円以内
- 3 着工期日 年 月 日まで
- 4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行う。

様式 27

応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

選考月日

(皆野町)

| 選考順位 | 住 所 | 氏 名 | 家族数 | 職 業 | 月 収 | 世帯の状況 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|      |     |     |     |     |     |       |
|      |     |     |     |     |     |       |
|      |     |     |     |     |     |       |
|      |     |     |     |     |     |       |
|      |     |     |     |     |     |       |
|      |     |     |     |     |     |       |
|      |     |     |     |     |     |       |

(注) 世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式 28

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記の通り着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工属の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式 29

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記の通り竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式 30

請求 (概算・積算) 書

一金 円也

ただし、 による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分  
上記のとおり請求します。

年 月 日

埼玉県知事様

皆野町長 印

添付書類 支出調書及び領収書の写

〇り災証明書様式

|                              |   |     |     |                        |
|------------------------------|---|-----|-----|------------------------|
| 第 号                          |   |     |     |                        |
| り 災 証 明 書                    |   |     |     |                        |
| 世帯主氏名                        |   |     |     | 平成 年 月 日生 ( 歳)         |
|                              |   |     |     | 職業 ( )                 |
| 住所                           | 秩父郡皆野町大字 番地   |     |     |                        |
| り災の原因                        |   |     |     |                        |
| り災年月日                        | 平成 年 月 日  |     |     |                        |
| り災場所                         |   |     |     |                        |
| り災状況<br>(該当するものに<br>○をつけること) | 死亡・行方不明・重症・軽傷<br>住家・自家・借家<br>全壊(焼)・半壊(焼)・流失・床上浸水・床下浸水・一部損壊<br>その他 ( )           |     |     |                        |
| 世帯構成                         | 氏 名   | 続 柄 | 年 齢 | 備 考 (人的被害者はその種類等記入のこと) |
|                              |   |     |     |                        |
|                              |   |     |     |                        |
|                              |   |     |     |                        |
|                              |   |     |     |                        |
|                              |   |     |     |                        |
|                              |   |     |     |                        |
|                              |   |     |     |                        |
| 証 明 書                        | 上記のとおり、り災したことを証明する。<br>平成 年 月 日<br><div style="text-align: right;">皆野町長 印</div> |     |     |                        |

○緊急通行車両等関係様式

(1) 緊急通行車両等確認申請書

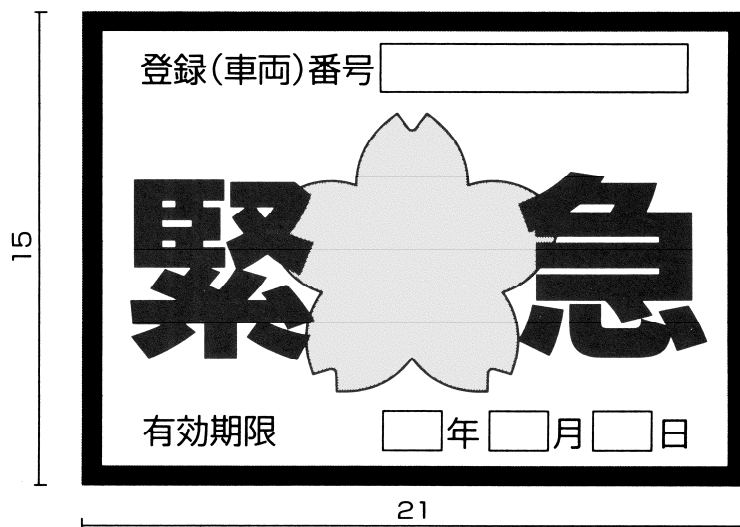
|  |     |               |
|--|-----|---------------|
| <p><b>緊急通行車両等確認申請書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所<br/>申請者<br/>氏名 印</p> <p>下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> |     |               |
| 番号標に表示<br>されている番号  |     |               |
| 車両の用途<br>(緊急輸送を行う車両<br>にあつては、輸送人員<br>又は品名)   |     |               |
| 使用者  | 住所  | (       ) 局 番 |
|  | 氏名  |               |
| 通行日時   |     |               |
| 通行経路   | 出発地 | 目的地           |
|  |     |               |
| 備 考  |     |               |

(2) 緊急通行車両事前届出書

|   |        |                        |        |             |         |
|---|--------|------------------------|--------|-------------|---------|
| 災害応急対策用   |        | <b>緊急通行車両事前届出書</b>     |        | 年 月 日       |         |
| 埼玉県公安委員会 様  |        | 申請者<br>機関等の所在地 (住所)    |        |             |         |
|   |        | 機関等の名称 <sup>ふりがな</sup> |        |             |         |
|   |        | 氏名 <sup>ふりがな</sup>     |        | 印           |         |
|   |        | 電話 ( )                 |        |             |         |
|   |        | (担当係 氏名 )              |        |             |         |
| 番号標に表示<br>されている番号   |        |                        |        |             |         |
| 輸送人員 (定員)<br>又は品名   |        |                        |        |             |         |
| 車両の所有者  | 住所     |                        |        |             |         |
|   | 氏名     |                        |        |             |         |
| 業務の内容   | 1 救助救護 | 4 災害予知                 | 7 人員輸送 | 10 飲食料      | 13 広報啓発 |
|   | 2 応急避難 | 5 災害復旧                 | 8 避難生活 | 11 医療医薬     | 14 その他  |
|   | 3 捜 索  | 6 施設点検                 | 9 調査研究 | 12 混乱防止 ( ) |         |
| 出 発 地   |        |                        |        |             |         |
| <p>(注) この事前届出書は、2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。</p> |        |                        |        |             |         |

### (3) 緊急通行車両の標章

標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。